

上越市公共施設等総合管理計画
【基本方針】
（改訂案）

平成 28 年 2 月

—令和 6 年 3 月改訂版—

上 越 市

はじめに

いわゆる「平成の大合併」以前、全国の市町村では、小中学校や行政庁舎など基礎的な行政サービスを提供するための施設を始め、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設、地域活性化を目的とする観光・農林水産業施設など、あらゆる用途の施設をフルセットで整備する取組が進められてきました。また、これらの施設には、人口や税収が右肩上がりで増加し続けることを前提に、地域おこしや地域間競争等の観点から、各自治体が競って建設したものの数多く含まれています。

14 市町村の合併を経た本市も、人口規模が同程度の他の自治体に比べ多くの施設を抱える現状にあるとともに、施設によっては老朽化の進行や利用者数の大幅な減少等の課題が顕在化しています。

また、人口減少社会への対応や社会保障費の増加等、決して楽観できない今後の財政見通しを踏まえると、今後、総じて老朽化が進み、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等をこのままの状態で維持していくことは困難であり、適正配置の取組と計画的な保全の推進が避けられない状況となっています。

このような中、国は、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生をきっかけに、インフラの老朽化が急速に進展する状況において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるとともに、地方公共団体が所有する全ての公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針や管理方法等を定めた「公共施設等総合管理計画」を策定するよう平成 26 年 4 月に各地方公共団体に対し要請しました。

上越市公共施設等総合管理計画【基本方針】（以下「本計画」といいます。）は、こうした状況の下、地域の実情を踏まえつつ、本市の全ての公共施設等の管理を計画的に進めていくことに向け、平成 28 年 2 月に基本方針として定めたものですが、計画策定以降、適宜、国から改訂に関する通知（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」、令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」、令和 5 年 10 月 10 日付け総財務第 152 号「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」）が発出されたことや、計画策定から一定期間が経過したことを踏まえ、令和 6 年 3 月に本計画を見直すこととしました。

なお、本計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの取組に当たっては、これまでと同様、地域や関係団体等との合意形成を図るとともに、必要な手続等を経た上で進めていくものとします。

上越市公共施設等総合管理計画【基本方針】

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1-1	公共施設等総合管理計画とは	1
1-2	策定のねらい	1
1-3	計画の対象	1
1-4	計画の位置付けと役割	2
1-5	計画期間	7

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

2-1	人口の推移	8
2-2	財政の状況	11
2-3	公共施設等の現状	13
2-4	公共施設等の将来の維持・更新費用の見込み	28

第3章 公共施設等に関する課題認識

3-1	人口減少と年齢構成の変化への対応	32
3-2	機能が重複する施設配置への対応	32
3-3	施設の維持管理、更新に係る財政負担の抑制への対応	33
3-4	施設の老朽化への対応（長寿命化）	33
3-5	施設廃止後の利活用及び除却の推進	33

第4章 公共施設マネジメントに関する基本的な考え方

4-1	取組方針	36
4-2	個別施設計画に基づく取組の推進	43
4-3	取組を踏まえた維持・更新等に係る経費の見込み	44

第5章 推進体制等

5－1	推進体制	48
5－2	施設情報の一元化と固定資産台帳等の有効活用	48
5－3	都市計画マスタープラン・立地適正化計画との連携・整合	49
5－4	職員による課題の認識・共有	50

資料編

これまでの取組状況	51
使用料（受益者負担割合）の状況	55

第1章 計画策定の趣旨

1-1 公共施設等総合管理計画とは

本市が所有する公共施設等の全体の状況を把握するとともに、本市を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めるものです。

1-2 策定のねらい

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進を図ります。

厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

1-3 計画の対象

本市が所有する全ての公共施設等を対象とします。

公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物をいいます。

具体的には、学校、体育館、公営住宅、行政庁舎などの建物施設いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業（ガス、上水道等）の施設、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念です。

1-4 計画の位置付けと役割

(1) 国及び本市の各種主要計画との関係

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「国の指針」といいます。）に基づき、本市の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として定めるものです【図表 1-1】。

本計画は、本市の最上位計画であり、まちづくりの総合的な計画である「第 7 次総合計画」、収支見通しを定める「第 3 次財政計画」のほか、行財政運営上の改革方針や行政改革を推進するための具体的な計画である「第 7 次行政改革推進計画」などとの整合を図っています。

あわせて、将来都市構造の実現に向けた基本方針である「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」との整合にも留意しています。

(2) 公の施設¹の適正配置²計画、各種整備計画及び長寿命化計画との関係

「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画」（令和 3 年 2 月策定。以下「適正配置計画」といいます。）、「整備計画」、「上越市公の施設の長寿命化計画」（基本方針：令和 3 年 3 月策定。施設別維持管理計画：令和 5 年 3 月策定。以下「長寿命化計画」といいます。）、その他の公共施設等に関する各種計画は本計画を上位計画とする「個別施設計画」に位置付けます【図表 1-2】。

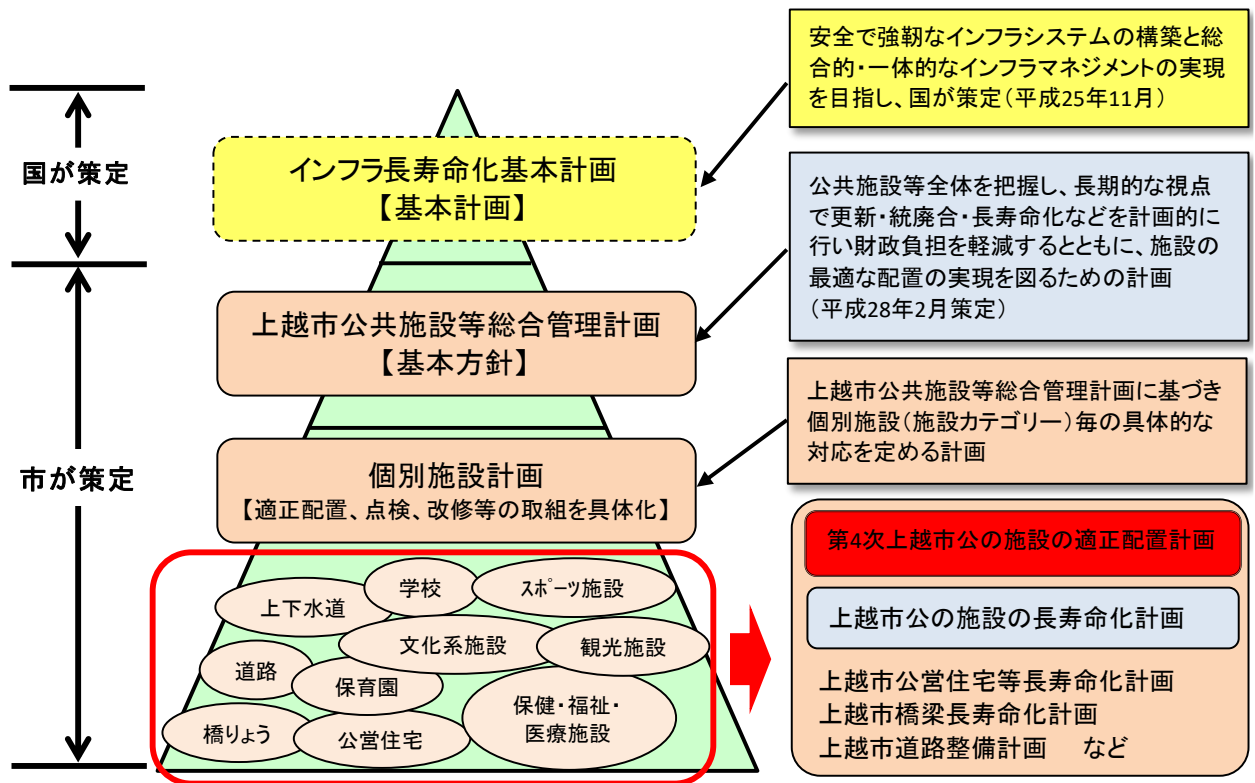
国は、個別施設ごとの長寿命化計画を「個別施設計画」と定義しており、本市においては、次の①、②及び③の公共施設等に関する各種計画を「個別施設計画」として位置付けます。

- ①建物施設の今後の適正配置における基本方針及び取組方向を定めた「適正配置計画」
- ②道路、学校、保育園等の施設カテゴリーにおいて、全市的な視点に立って事業の優先度を設定した「整備計画」
- ③個別の公共施設等に関する「長寿命化計画」

¹ 「公の施設」とは、地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の五つの要件を満たすものとされている。

² 「公の施設の適正配置」とは、公の施設の廃止、新規施設等への統合なども含めた施設の適正な配置を行うことをいう。

図表 1-1 本計画の位置付け

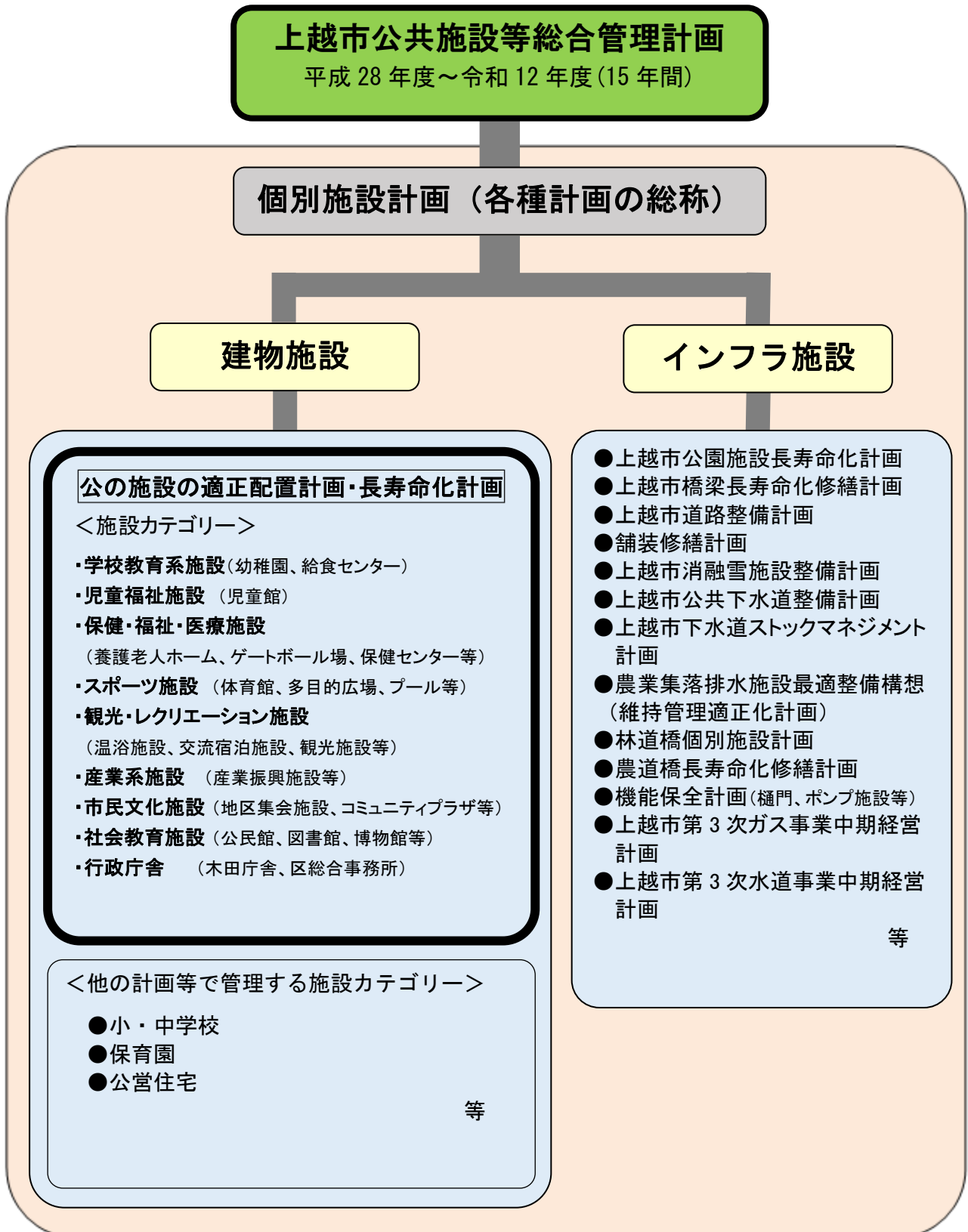


参考：公有財産（市が所有する不動産及び各種権利等）の区分【地方自治法第 238 条】

普通財産		行政財産	
		公共用財産	公用財産
		(条例に個別の施設名を規定)	
行政財産以外の 一切の公有財産	道路、橋りょう、 上下水道等	小・中学校、保育園、 公民館、コミュニティプラザ 体育館、公営住宅 等	行政庁舎(市役所、 総合事務所等)等

「上越市公共施設等総合管理計画【基本方針】」の対象

図表 1-2 上越市公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係



参考：公共施設等の管理等に関する主な計画

○ 建物施設

計 画 名	対象施設	計画期間	所管課
上越市公の施設の適正配置計画	保健・福祉・医療施設、スポーツ施設、市民文化施設、社会教育施設等	令和 3 年度～ 令和 12 年度	資産活用課
上越市公の施設の長寿命化計画 (基本方針)	保健・福祉・医療施設、スポーツ施設、市民文化施設、社会教育施設等	令和 3 年度～ 令和 12 年度	資産活用課
廃棄物処理施設整備事業 クリーンセンター長寿命化計画	クリーンセンター	平成 29 年度～ 令和 20 年度	生活環境課
汚泥リサイクルパーク長寿命化計画	汚泥リサイクルパーク	平成 25 年度～ 令和 5 年度	生活環境課
公の施設の除却計画	普通財産	令和 5 年度～ 令和 12 年度	財政課
上越市公営住宅等長寿命化計画	公営住宅	平成 26 年度～ 令和 5 年度	建築住宅課
上越市保育園の適正配置等に係る計画 (第 4 期)	保育園	令和 6 年度～ 令和 9 年度	幼児保育課
上越市学校施設長寿命化計画	市立学校	令和 3 年度～ 令和 12 年度	教育総務課

○ インフラ施設

計 画 名	対象施設	計画期間	所管課
上越市公園施設長寿命化計画	都市公園	平成 26 年度～ 令和 5 年度	都市整備課
上越市橋梁長寿命化修繕計画	市道橋りょう	平成 27 年度～ 令和 51 年度	道路課
上越市道路整備計画	市道及び都市計画道路	令和 2 年度～ 令和 6 年度	道路課
舗装修繕計画	市道	令和 5 年度～ 令和 9 年度	道路課
上越市消融雪施設整備計画	消雪パイプ及び流雪溝	令和 2 年度～ 令和 6 年度	道路課
道路照明修繕計画	市道照明灯	令和 4 年度～ 令和 12 年度	道路課
上越市公共下水道整備計画	下水道	令和 3 年度～ 令和 10 年度	下水道建設課
上越市下水道ストックマネジメント計画	下水道処理場、下水道ポン プ場、下水道管路	令和 5 年度～ 令和 9 年度	生活排水対策課
農業集落排水施設最適整備構想 (維持管理適正化計画)	農業集落排水処理場、農業 集落排水管路	令和 2 年度～ 令和 41 年度	生活排水対策課
上越市雨水管理総合計画	下水道雨水排水路及び施設	平成 31 年度～ 令和 20 年度	下水道建設課
林道橋個別施設計画	林道橋りょう	平成 30 年度～ ※終期定めなし	農林水産整備課
農道橋長寿命化修繕計画	農道橋りょう	令和元年度～ 令和 25 年度	農林水産整備課
機能保全計画	揚・排水機場、ポンプ施設等	平成 25 年度～ 令和42年度	農林水産整備課
上越市第 3 次ガス事業中期経営計画	ガス管路及び施設	令和 5 年度～ 令和 12 年度	ガス水道局
上越市第 3 次水道事業中期経営計画	水道管路及び施設	令和 5 年度～ 令和 12 年度	ガス水道局

1-5 計画期間

平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間とします。

国の指針において、計画期間は、少なくとも 10 年以上の期間とすることを要請されていることや、総合計画、財政計画、行政改革推進計画等の各種主要計画との整合を図ることはもとより、建物施設の老朽化問題との関係から、計画期間を平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間とします。

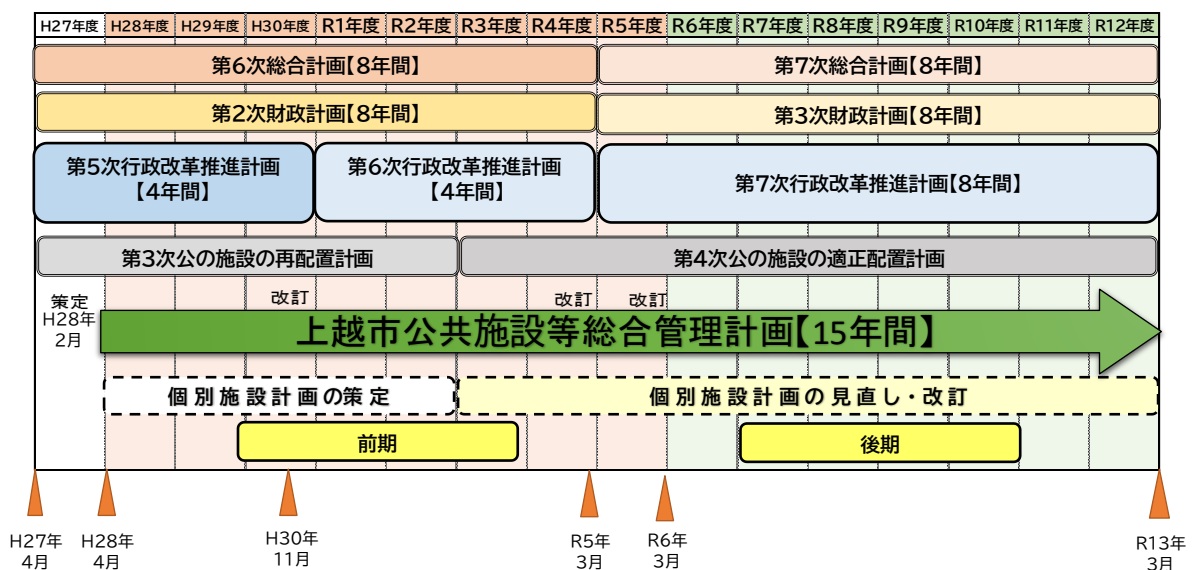
(1) 各種主要計画との整合

第 7 次総合計画（計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度）、第 3 次財政計画（計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度）及び第 7 次行政改革推進計画（計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度）の計画期間との整合に留意し、おおむね「前期」と「後期」に分けて設定します。

前期は、総合計画、財政計画及び行政改革推進計画の計画期間を踏まえ、計画期間を平成 28 年度から令和 5 年度までとし、令和 5 年度は令和 5 年度末改訂に向けた移行期間とします。

後期は、第 7 次総合計画、第 3 次財政計画及び第 7 次行政改革推進計画の計画期間の更新サイクルを目安として、令和 6 年度から令和 12 年度までとします【図表 1-3】。

図表 1-3 計画期間



(2) 本計画の見直し

国は、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、必ずしも全ての公共施設等の点検を実施した上で策定することを前提としておらず、計画策定段階において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理、修繕・更新等の履歴等）を整理し策定するよう要請しています。

このため、本市においては、PDCAサイクルの視点から、今後も、当該計画及び個別施設計画に基づく点検・診断等の実施を通じて不断の見直しを実施し、順次充実させていきます。

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

2-1 人口の推移

(1) 人口の推移

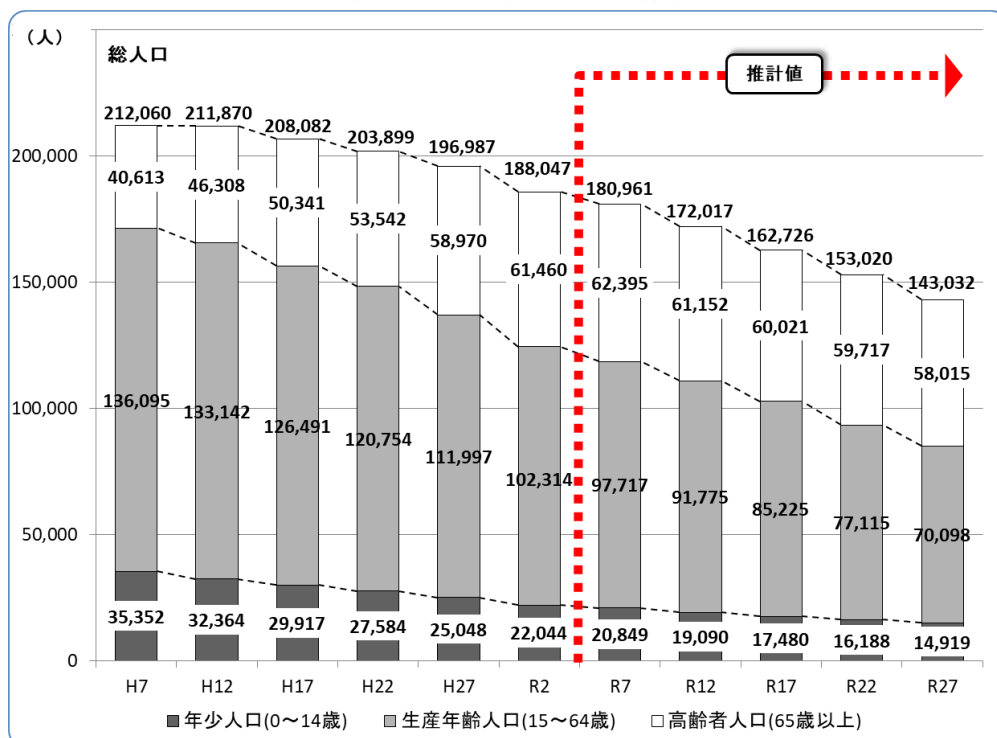
本市の人口動態は、死亡者が出生者を上回る「自然減」と、転出者が転入者を上回る「社会減」の状況が恒常化しています。平成27年の国勢調査で20万人を下回った本市の人口は、その後も減少傾向が続いており、令和5年4月1日現在の住民基本台帳における人口は184,082人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月の推計によると、本市の将来推計人口は、令和12年には約17万2千人、令和27年には約14万3千人まで減少すると推計されています【図表2-1及び2-2】。

また、人口構成をみると、65歳以上の高齢者人口が増加する一方、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いています。特に生産年齢人口は、平成22年から令和12年までの20年間で2.9万人の減が見込まれています。高齢者人口は、平成7年と令和2年の比較では約1.5倍の増となりましたが、令和7年をピークに減少傾向へ転じることが見込まれています。

このほか、世帯構成については、三世帯の世帯が減少し、単身世帯が増加する中で総世帯数は増加しており、世帯の細分化が進む状況となっています。

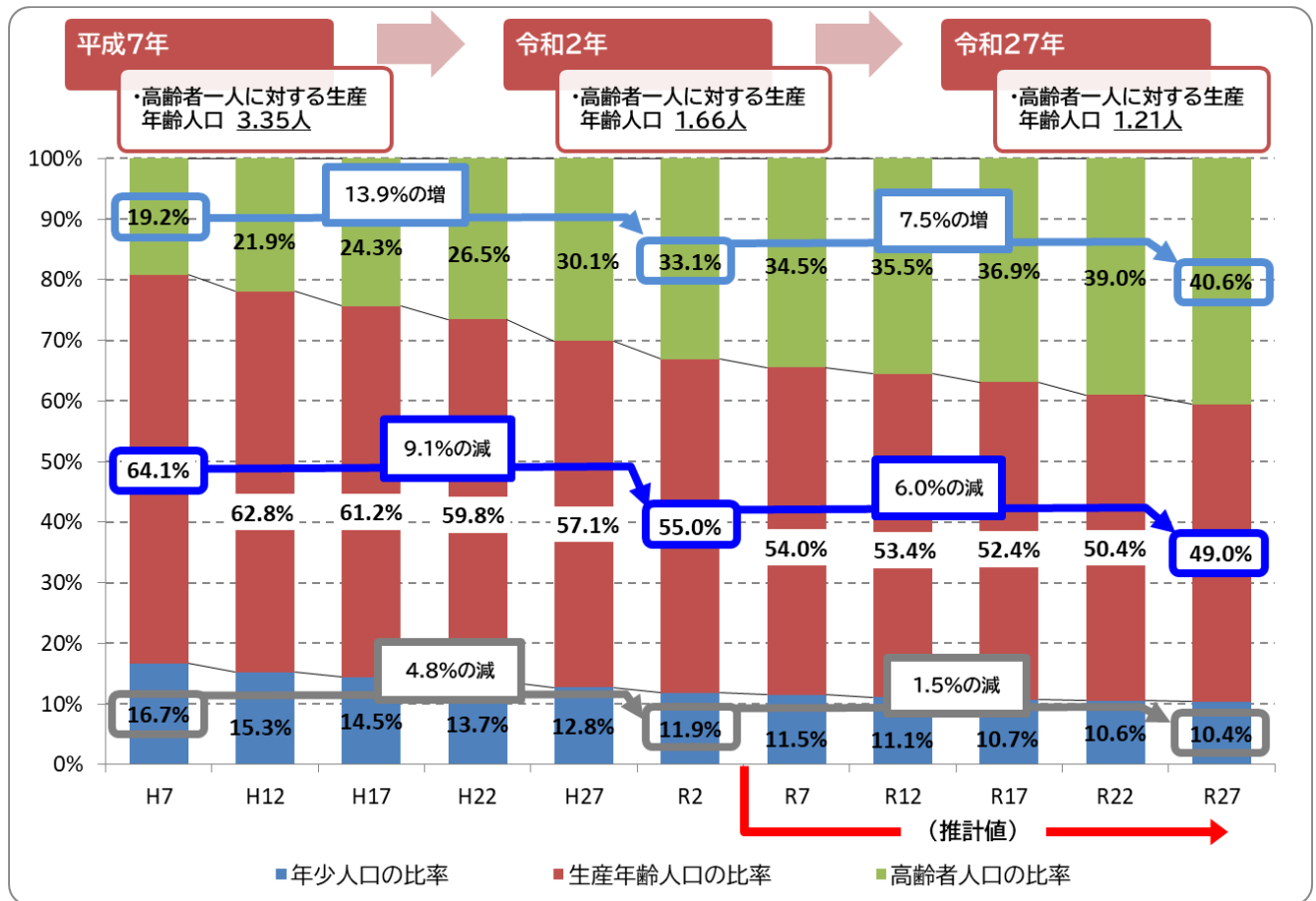
これらの状況を施設配置等の視点から見た場合、人口減少や年齢構成の変化に伴うニーズ等の複雑・多様化を見越して、施設及び機能の配置の在り方を、どのように整理していくかが課題となってきます。

図表2-1 本市の人口の推移



(出所) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より作成

図表 2-2 本市の年齢構成の推移



(出所) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」より作成

(2) 地区ごとの居住人口の変化

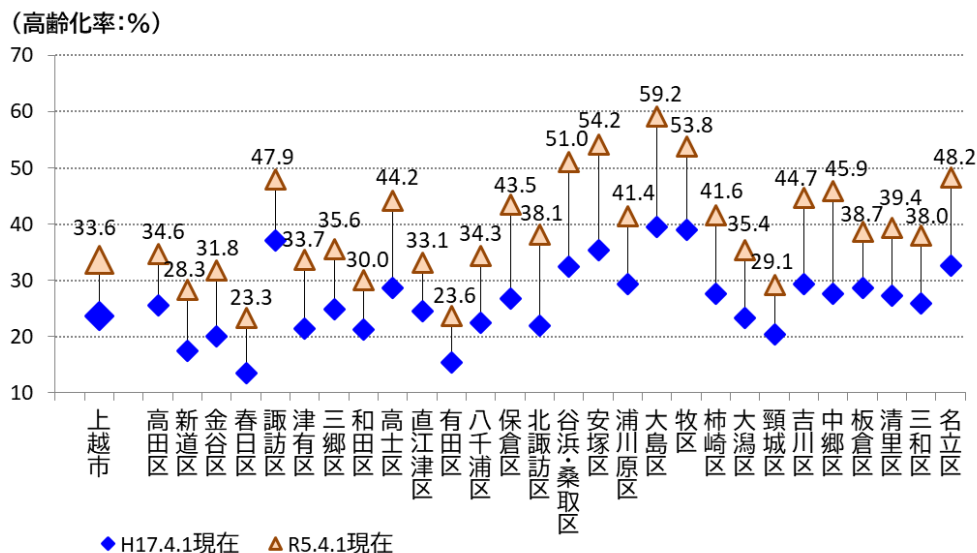
住民基本台帳における市町村合併後の平成17年4月1日から令和5年4月1日までの間の18年間の人口の増減を見ると、市全体では、12.9%の減少率となっています。人口増減を地域自治区別に見ると、28区のうち、住宅地の開発などが進む新道区、春日区、有田区の3区では増加、和田区では微増となっており、その他24区では減少傾向にあります。特に、安塚区、大島区、牧区では40%を超える減少率となっています【図表2-3】。

このように地域ごとの居住人口の増減に差があるほか、高齢化率など年齢構成も異なる中で【図表2-4】、地域の状況に応じた公共施設等の適正な配置や有効活用をどのように進めていくかが課題となっています。

図表 2-3 地域自治区別人口の状況

地 区	住民基本台帳人口					
	H17. 4. 1現在	R5. 4. 1現在				増減率（％） （B/A-1） × 100
	人口（人） A	人口（人） B	年 齢 構 成（％）			
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	
上 越 市	211,318	184,082	11.1	55.3	33.6	-12.9%
高 田 区	32,345	31,193	10.7	54.6	34.6	-3.6%
新 道 区	8,719	9,019	12.5	59.2	28.3	3.4%
金 谷 区	13,968	9,299	11.8	56.4	31.8	-33.4%
春 日 区	19,663	21,541	14.4	62.2	23.3	9.6%
諏 訪 区	1,178	868	6.9	45.2	47.9	-26.3%
津 有 区	5,424	4,648	11.5	54.8	33.7	-14.3%
三 郷 区	1,395	1,232	11.1	53.2	35.6	-11.7%
和 田 区	6,055	6,072	13.2	56.8	30.0	0.3%
高 士 区	1,765	1,265	8.1	47.7	44.2	-28.3%
直 江 津 区	19,944	18,025	10.6	56.3	33.1	-9.6%
有 田 区	13,438	15,238	15.1	61.3	23.6	13.4%
八 千 浦 区	4,507	3,564	11.0	54.8	34.3	-20.9%
保 倉 区	2,514	1,965	10.1	46.4	43.5	-21.8%
北 諏 訪 区	1,814	1,433	10.4	51.5	38.1	-21.0%
谷 浜・桑 取 区	2,161	1,364	6.3	42.7	51.0	-36.9%
安 塚 区	3,565	1,960	4.3	41.4	54.2	-45.0%
浦 川 原 区	4,184	2,943	9.4	49.1	41.4	-29.7%
大 島 区	2,367	1,266	5.5	35.2	59.2	-46.5%
牧 区	2,763	1,547	5.1	41.0	53.8	-44.0%
柿 崎 区	11,856	8,634	9.1	49.3	41.6	-27.2%
大 湊 区	10,494	9,085	10.3	54.3	35.4	-13.4%
頸 城 区	10,009	9,198	10.9	60.0	29.1	-8.1%
吉 川 区	5,437	3,544	6.4	48.9	44.7	-34.8%
中 郷 区	4,943	3,288	7.0	47.1	45.9	-33.5%
板 倉 区	7,816	6,074	9.0	52.3	38.7	-22.3%
清 里 区	3,264	2,409	8.6	52.0	39.4	-26.2%
三 和 区	6,432	5,117	10.1	51.9	38.0	-20.4%
名 立 区	3,298	2,256	8.0	43.8	48.2	-31.6%

図表 2-4 高齢化率の推移（平成 17 年 4 月と令和 5 年 4 月の住民基本台帳人口の比較）



2-2 財政の状況

(1) 財政の状況

主要財源の一つである普通交付税は、平成 27 年度から、これまで適用されていた「合併算定替」による割増措置の段階的縮小が始まり、令和 2 年度には当該措置が終了し、「一本算定」による交付となりました³。

平成 23 年度策定の第 1 次財政計画（平成 24 年 10 月改訂）では、「合併算定替」から「一本算定」への移行に伴い、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税が、令和 2 年度においては約 84.5 億円減少するものと見込んでいました。

一方、国においては、市町村合併の実情を考慮する中で、普通交付税の算定に広域合併団体の財政需要を適切に反映するため、支所に要する経費の算定、人口密度等による需要の割増し、標準団体の面積の見直しに係る単位費用への反映などの見直しがあり、平成 26 年度から段階的に実施されることとなりました。

第 2 次財政計画（計画期間：平成 27 年度～令和 4 年度、平成 31 年 2 月改定）では、この累次の見直し効果を見込み、令和 2 年度の一本算定の移行時には、減少額が 36 億円まで縮減したほか、新たな算定項目の創設も加わり一定程度の財源を確保できる状態となりました。一方、歳出においては、第 6 次行政改革推進計画に基づく取組のうち、「公共施設の適正管理の推進」及び「第三セクター等の経営健全化の推進」の取組がコロナ禍などにより、目標未達成となるなど、財政圧迫要因は依然として残されています。

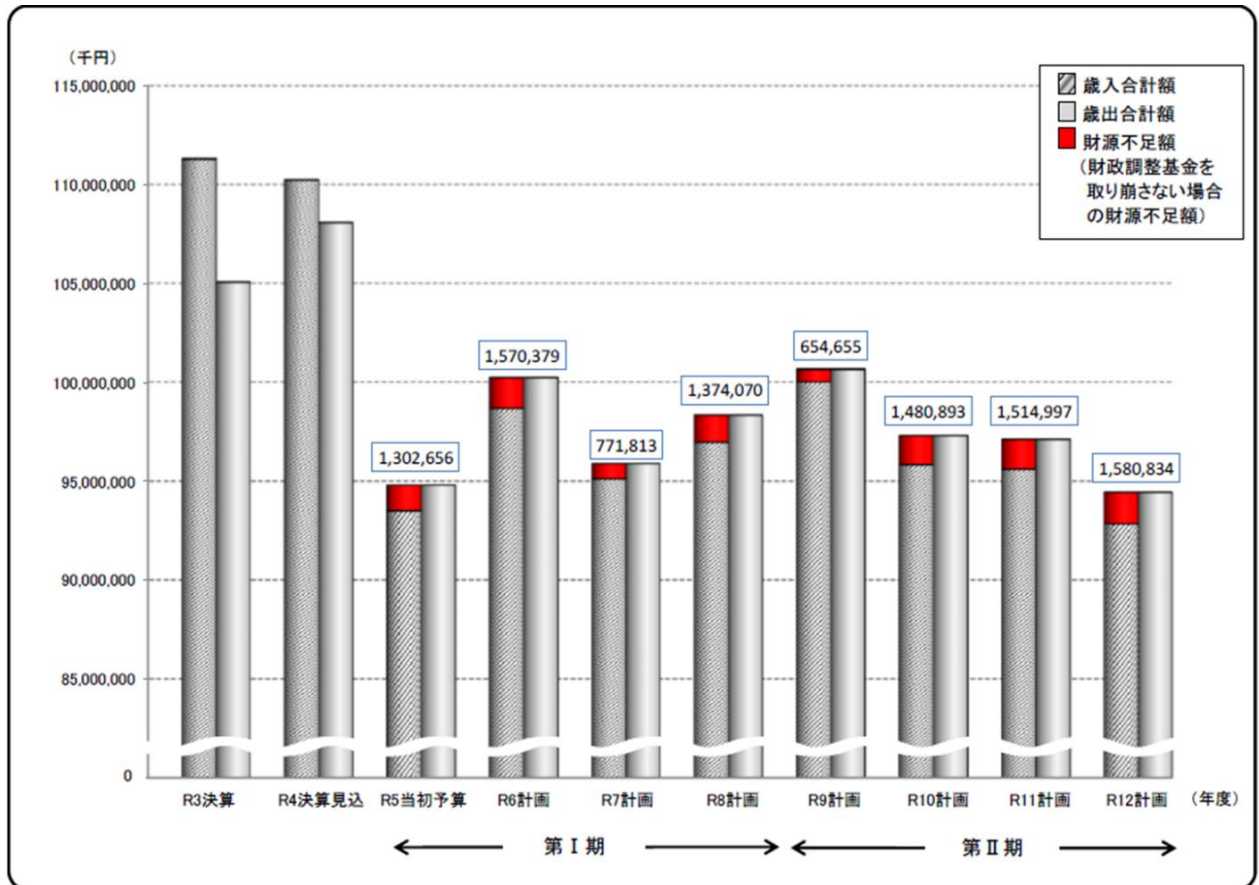
第 3 次財政計画は、第 7 次行政改革推進計画と合わせ、第 7 次総合計画に掲げる将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、計画的な財政運営により財政の健全性を保ちつつ、持続可能な行財政運営の基盤を確立することを目指し、策定しました。

計画期間中は引き続き、行政改革の取組と連動して「歳入の確保」と「歳出の適正化」に取り組むこととしていますが、社会保障費の増加や老朽化が進んでいる施設の長寿命化経費の増加などにより、計画期間を通して財源不足額が生じる見通しであり、財政調整基金を活用して収支の均衡を図っています【図表 2-5】。

このことから、財政調整基金に頼らない、将来にわたって収支均衡が図られた持続可能な財政基盤を確立していくためには、公共施設等の適正配置の取組を進めるとともに、維持管理経費や老朽化に伴う改修・更新費用等の抑制・平準化につなげていくことが、不可欠なるものと考えています。

³ 「一本算定」とは、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税について合併後の新市の状態で算定することであり、「合併算定替」とは、旧市町村ごとの算定額を合算することをいう。

図表 2-5 年度別収支計画の概要



(出所) 「上越市第3次財政計画」

2-3 公共施設等の現状

(1) 建物施設

ア 築年別延床面積の状況

本市の公の施設数は、令和5年4月1日現在で637となっており、条例で定められた公の施設（633施設⁴）及び市役所、公の施設となるコミュニティプラザに併設されていない安塚・牧・名立区総合事務所の行政庁舎（4施設）を所有しています【図表2-6】。

これら公の施設等の総延床面積（95.1万㎡）の内訳をみると、旧耐震基準（1981年以前）で建設された建物は31.5万㎡（33.1%）、新耐震基準で建設された建物は63.6万㎡（66.9%）となっています。

また、築年別にみると、築30年以上の建物が63.3万㎡（66.6%）、そのうち築40年以上の建物は37.3万㎡（全体の39.2%）となっています【図表2-7】。

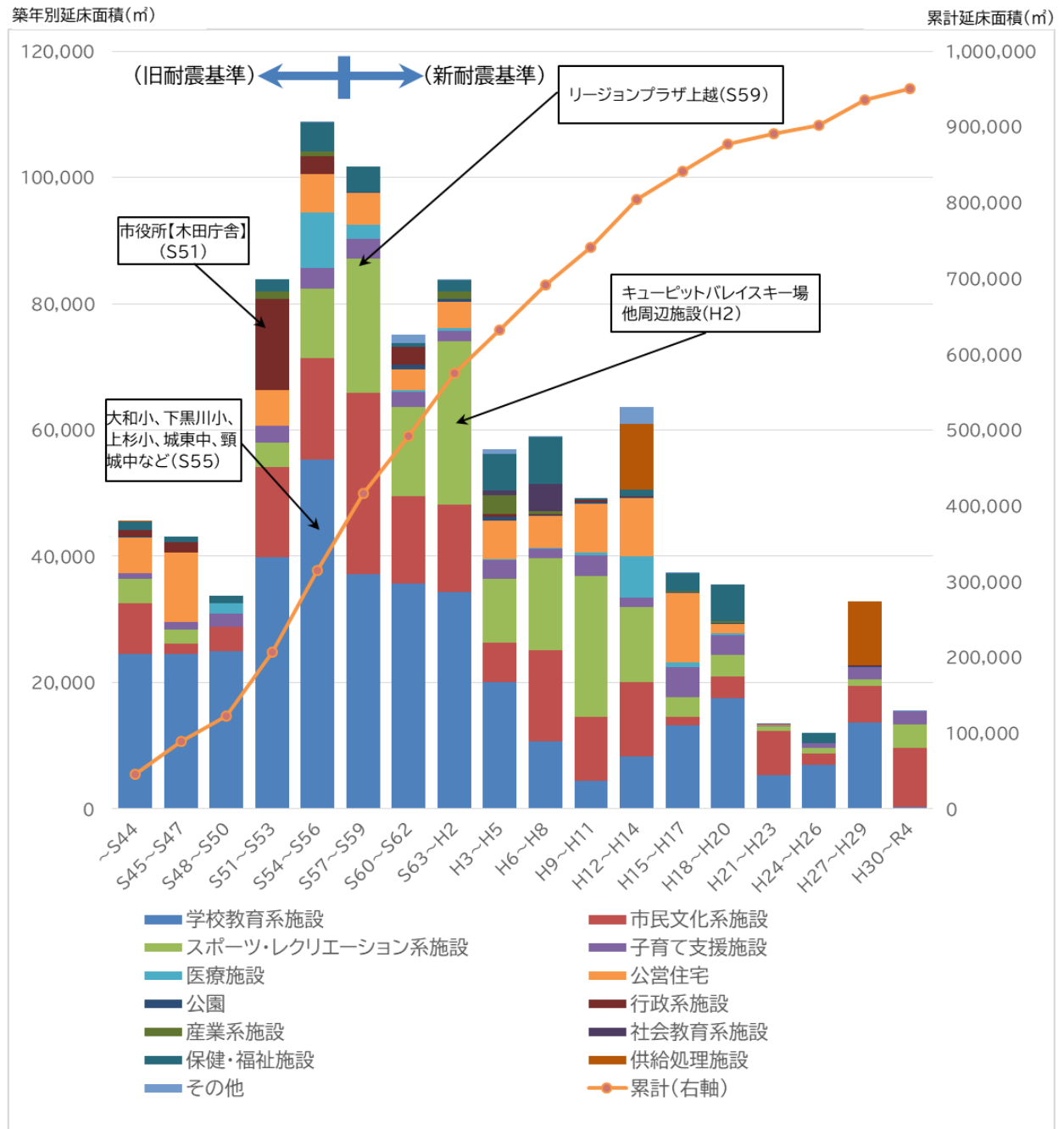
このように、築30年以上経過した施設の面積の割合は、平成26年度当初では全体の4割強でしたが、令和5年度当初には約6割を超えており、老朽化に伴う修繕・更新に係る財政負担の増大が懸念されます。

図表2-6 本市の公の施設数（令和5年4月1日現在）

用 途	施設カテゴリー	施設数			用 途	施設カテゴリー	施設数		
		R5.4.1 時点 (A)	H27.4.1 時点 (B)	増減 (A) - (B)			R5.4.1 時点 (A)	H27.4.1 時点 (B)	増減 (A) - (B)
学校教育系施設	小学校	47	52	▲5	産業系施設	食料等販売施設	1	1	-
	中学校	22	22	-		産業振興施設	2	2	-
	幼稚園	1	1	-		産業関連施設（その他）	3	3	-
児童福祉施設等	給食センター	3	4	▲1	公営住宅	市営住宅	27	29	▲2
	保育園	35	45	▲10		市営賃貸住宅	5	5	-
	児童館	6	6	-		特定公共賃貸住宅	15	15	-
	こどもの家	0	0	-		改良住宅	1	1	-
保健・福祉・医療施設	地域福祉拠点施設	2	3	▲1	公園施設	中規模公園	7	11	▲4
	看護老人ホーム、軽費老人ホーム等	3	3	-		農村公園	77	78	▲1
	在宅複合型支援施設	1	1	-		児童遊園	74	76	▲2
	高齢者共同住宅、生活支援ハウス	5	6	▲1	市民文化系施設	基幹的総合施設	6	5	1
	高齢者交流施設	4	7	▲3		学習施設	8	11	▲3
	屋外ゲートボール場	4	9	▲5		生涯学習センター	10	12	▲2
	屋内ゲートボール場	8	9	▲1		公民館	45	78	▲33
	母子生活支援施設	0	1	▲1		地区集会施設	16	23	▲7
	児童養護施設	1	1	-		コミュニティプラザ	13	13	-
	保健センター	10	11	▲1		貸館・交流施設	16	19	▲3
	医療機関	10	10	-	社会教育系施設	図書館	4	15	▲11
	体育館	20	21	▲1		博物館・文化歴史関係施設	18	16	2
スポーツ施設	野球場・ソフトボール場	8	12	▲4	供給処理施設	廃棄物処理施設	2	3	▲1
	多目的広場・グラウンド	12	13	▲1		無料駐車場	13	14	▲1
	テニスコート	7	13	▲6	その他	有料駐車場	6	7	▲1
	プール	4	4	-		斎場	2	2	-
	スポーツ施設（その他）	5	4	1		霊園	4	4	-
観光・レクリエーション施設	日帰り温浴施設	5	9	▲4	行政庁舎	市役所、総合事務所	4	4	-
	宿泊温浴施設	7	8	▲1		合 計	637	762	▲125
	交流宿泊施設	6	6	-	※上記施設数は、条例で定められ公の施設及び市役所等の行政庁舎数				
	観光施設	7	9	▲2					
	飲食施設	2	3	▲1					
	農林水産業振興施設	3	7	▲4					
	キャンプ場	3	5	▲2					
	市民の森	2	6	▲4					
	観光・レク施設（その他）	5	4	1					

⁴ 633の施設数には、都市公園のうち街区公園等のような条例に名称が明記されていない施設は、含めていない。なお、地区多目的研修センターが、公民館条例において地区公民館に位置付けられている場合は、条例上の規定に基づき整理し、各カテゴリーの施設数にそれぞれカウントしている。

図表 2-7 築年別延床面積の状況（令和5年4月1日現在）



(出典) 総務省提供の一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「総務省ソフト」という。）より作成

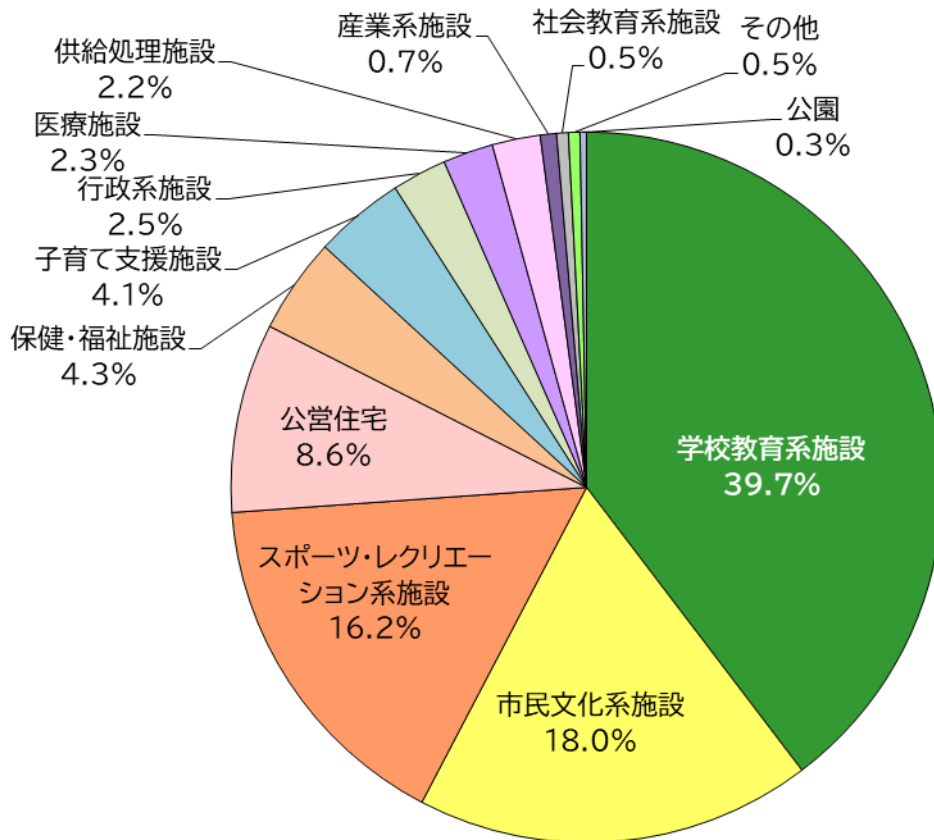
※用途別の名称は、総務省ソフトによるものであり、本市の用途別名称とは異なる。

※レクリエーション系施設には、温浴施設、観光施設（スキー場、キャンプ場など）が含まれる。

イ 用途別延床面積の状況

令和5年4月1日現在の本市の公の施設等の総延床面積は95.1万㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が全体の39.7%を占め、次いで集会施設など市民文化系施設が18.0%、スポーツ・レクリエーション系施設（温浴施設やスキー場、キャンプ場など）が16.2%を占めています【図表2-8】。

図表 2-8 用途別にみた建物施設の面積の割合（令和5年4月1日現在）



（出典）総務省ソフトより作成

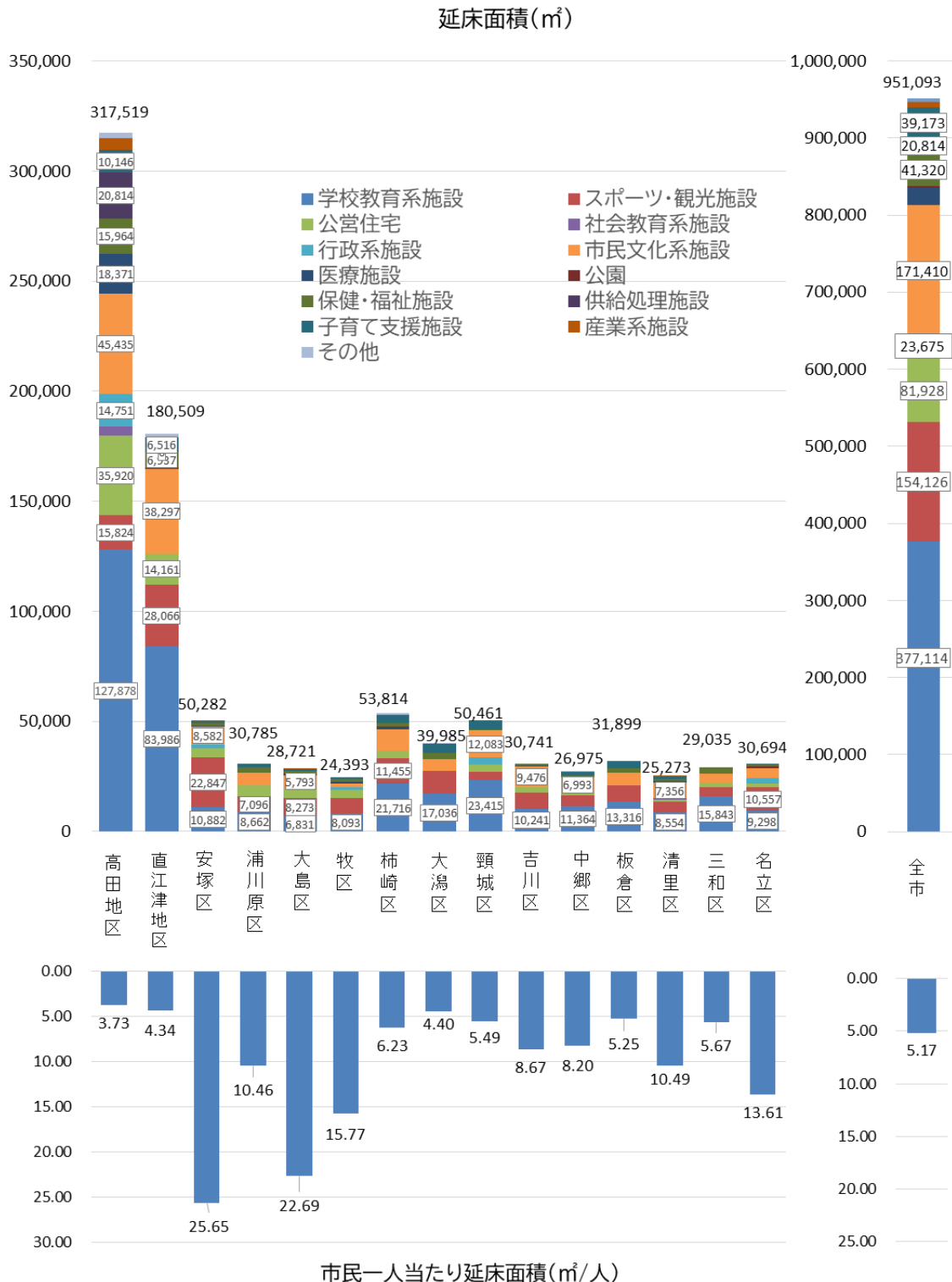
※用途別の名称は、総務省ソフトによるものであり、本市の用途別名称とは異なる。

※構成比は四捨五入しているため、合計値は100%になりません。

ウ 地域別の施設の床面積

令和5年4月1日現在の本市の公の施設等の総延床面積95.1万㎡を地域別に比較すると、高田地区、直江津地区及び13区別の市民一人当たりの延床面積は、最も少ない高田地区の3.73㎡に対し安塚区では約6.9倍の25.65㎡となっています【図表2-9】。

図表2-9 地域別の延床面積の状況（令和5年4月1日現在）

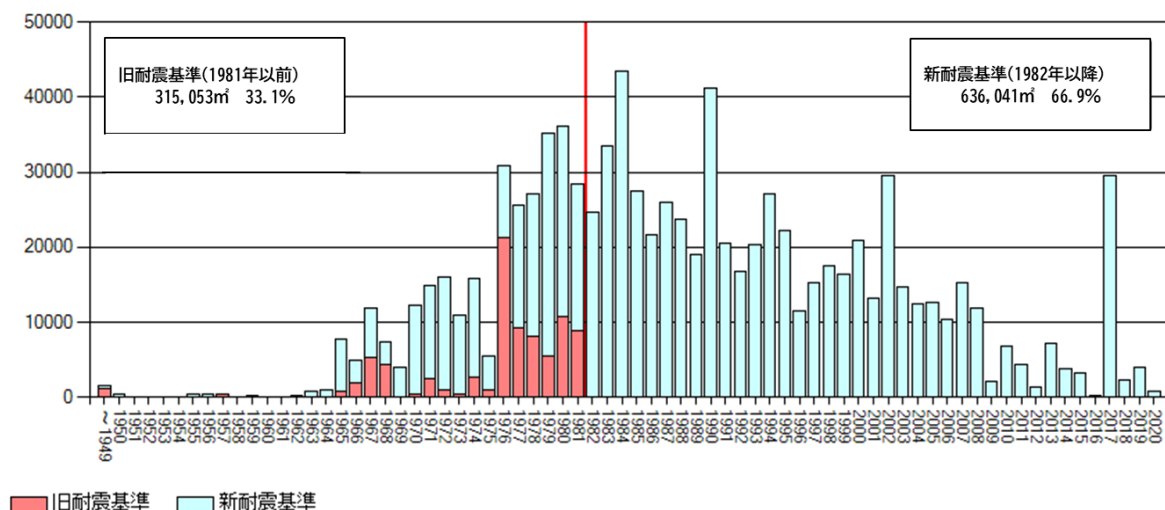


エ 耐震化の状況

令和5年4月1日現在の本市の公の施設等の総延床面積95.1万㎡のうち旧耐震基準（1981年以前）の施設の占める割合は33.1%です【図表2-10】。

また、旧耐震基準のうち行政庁舎や学校、保育園等の建物施設の耐震化は全て完了しています。なお、旧耐震基準のうち、耐震改修を実施していない施設は、順次、耐震化を実施する予定ですが、第4次上越市公の施設の適正配置計画において、廃止等を検討している施設等は、実施の優先順位を低く設定しています。

図表 2-10 耐震化の状況



(出所) 総務省ソフトより作成

オ 有形固定資産減価償却率の推移

本市の有形固定資産減価償却率の推移は下記のようになります。

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を有形固定資産減価償却率（資産老朽化率）と言います。資産の経年劣化を示すもので、公共施設等の老朽度を把握する指標の一つとされています。

有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するためには有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建て替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示すものではありません。

図表 2-11 有形固定資産減価償却率の推移

(単位: %)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
53.4	54.4	55.8	57.8	59.6

※[減価償却累計額÷(有形固定資産－土地等＋減価償却累計額)]

※「市町村公会計指標分析・財政指標組合せ分析表」に基づく公表数値による。

カ 公共施設等保有総量の推移

本市の固定資産台帳（各年度末時点）による公共施設等保有総量は下記のようになります。

図表 2-12 公共施設等保有総量の推移

（単位：㎡）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
1, 039, 489	1, 175, 736	1, 137, 077	1, 170, 840	1, 054, 954

キ 県内 20 市との比較

令和 3 年度末現在において、本市が所有する公の施設や行政庁舎などの延床面積⁵は、全体で約 105 万㎡となっています。

これを、市民一人当たり面積に換算すると 5.64 ㎡となり、県内 20 市の中では 8 番目に高い数値となっています【図表 2-13】。

図表 2-13 市民一人当たり延床面積の比較（県内 20 市）

	県内 20 市	人口（人）	面積 （k ㎡）	人口密度 （人/k ㎡）	行政財産（建物） 延床面積（㎡）	一人当たり面積 （㎡/人）
1	魚沼市	34,363	946.76	36.3	350,203	10.19
2	佐渡市	51,915	855.68	60.7	480,481	9.26
3	十日町市	50,164	590.39	85.0	403,443	8.04
4	糸魚川市	40,534	746.24	54.3	307,390	7.58
5	妙高市	30,828	445.63	69.2	232,206	7.53
6	胎内市	28,043	264.89	105.9	208,741	7.44
7	村上市	57,111	1,174.17	48.6	390,265	6.83
8	上越市	187,021	973.89	192.0	1,054,954	5.64
9	南魚沼市	54,605	584.55	93.4	305,633	5.60
10	小千谷市	34,062	155.19	219.5	188,808	5.54
11	加茂市	25,625	133.72	191.6	140,601	5.49
12	柏崎市	80,297	442.03	181.7	425,778	5.30
13	長岡市	263,728	891.05	296.0	1,216,592	4.61
14	阿賀野市	40,860	192.74	212.0	187,650	4.59
15	三条市	94,521	431.97	218.8	433,166	4.58
16	見附市	39,500	77.91	507.0	163,020	4.13
17	燕市	78,111	110.95	704.0	320,533	4.10
18	五泉市	48,091	351.91	136.7	196,381	4.08
19	新発田市	95,147	533.11	178.5	381,945	4.01
20	新潟市	779,613	726.28	1,073.4	2,716,416	3.48

（出所）人口：令和 4 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口

面積：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和 5 年 1 月 1 日）

行政財産（建物）延床面積：令和 3 年度市町村公共施設状況調査

⁵ 延床面積は令和 3 年度の「市町村公共施設状況調査」に基づく数値であり、行政財産の全ての建物の面積を対象としている。

ク 現在要している維持管理経費の状況

公共施設等の現在要している維持管理経費を会計別・種類別（建物・インフラ施設別）にすると下記ようになります。

なお、ここで記載している維持管理・修繕⁶に係る経費の内訳は国の通知で示された考え方に基づき、委託料（点検・調査委託費用）及び修繕料を集計しており、人件費や光熱水費等は含まれていません。

図表 2-14 現在要している維持管理経費

（単位：千円）

		維持管理・修繕に係る経費					
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	5 か年平均
普通 会計	建 物	538, 710	478, 825	452, 256	484, 025	479, 644	486, 692
	インフラ施設	175, 210	139, 278	238, 943	118, 047	51, 076	144, 511
	計	713, 920	618, 103	691, 199	602, 072	530, 720	631, 203
公営 企業 会計	建 物	131, 434	126, 665	123, 780	124, 009	136, 372	128, 452
	インフラ施設	628, 285	583, 418	553, 546	521, 964	416, 034	540, 649
	計	759, 719	710, 083	677, 326	645, 973	552, 406	669, 101
建物計		670, 144	605, 490	576, 036	608, 034	616, 016	615, 144
インフラ施設計		803, 495	722, 696	792, 489	640, 011	467, 110	685, 160
合 計		1, 473, 639	1, 328, 186	1, 368, 525	1, 248, 045	1, 083, 126	1, 300, 304

⁶ 維持管理・修繕は、施設、設備、構造物等の機能の維持のため必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗物品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うことである。

(2) インフラ施設

令和4年度末現在において、本市が所有するインフラ施設のうち主な施設の実延長は、市道が2,831,530m、上水道が2,156,188m（令和3年度末現在）、下水道（農業集落排水を含む）が1,404,250mとなっています。また、橋りょう（林道・農道を含む）は1,220橋を所有しています【図表2-15】。

既存のインフラ施設については、更新時期や今後の人口減少社会を見据え、計画的な維持・補修と長寿命化対策の推進に努めるとともに、新たな施設整備に当たっては、必要性や優先度を見極めながら効率的かつ効果的な整備を推進する必要があります。

図表 2-15 インフラ施設の所有状況

分類	主な種別	施設数量（年度末時点）		所管課
		令和4年度	平成25年度	
道路	市道延長	2,831,530m	2,808,318m	道路課
	市道橋りょう	1,168 橋	1,159 橋	道路課
	横断歩道橋	4 橋	4 橋	道路課
	林道延長	283,444m	280,967m	農林水産整備課
	林道橋	34 橋	34 橋	農林水産整備課
	農道延長	591,311m	480,358m	農林水産整備課
	農道橋	18 橋	18 橋	農林水産整備課
河川	河川延長（準用河川）	23,590m	23,590m	河川海岸砂防課
	樋門、ポンプ施設等	11 か所	10 か所	農林水産整備課
		75 か所	69 か所	生活排水対策課
港湾	漁港	3 か所	3 か所	農林水産整備課
公園	都市公園	143 か所	125 か所	都市整備課
	その他公園	174 か所	165 か所	都市整備課、産業政策課、観光振興課、農林水産整備課、こども政策課
消防	防火水槽	1,806 か所	1,793 か所	危機管理課
上水道	上水道施設	389 か所※	189 か所	ガス水道局
	上水道管路延長	2,156,188m※	1,757,696m	ガス水道局
下水道	公共下水処理場	7 か所	7 か所	生活排水対策課
	公共下水ポンプ場	2 か所	2 か所	生活排水対策課
	公共下水管路延長	947,395m	843,871m	生活排水対策課
	農業集落排水処理場	46 か所	48 か所	生活排水対策課
	農業集落排水管路延長	456,855m	486,738m	生活排水対策課
その他	雨水調整池	29 か所	15 か所	都市整備課
		17 か所	18 か所	産業立地課
		1 か所	1 か所	農林水産整備課
		12 か所	11 か所	資産活用課
	ため池	5 か所	3 か所	農林水産整備課
	排水路延長	13,030m	12,400m	農林水産整備課
		75,285m	61,778m	生活排水対策課
	消融雪施設延長	72,820m	69,450m	道路課
	ガス施設	64 か所※	85 か所	ガス水道局
	ガス管路延長	974,495m※	971,148m	ガス水道局

※は令和3年度末時点

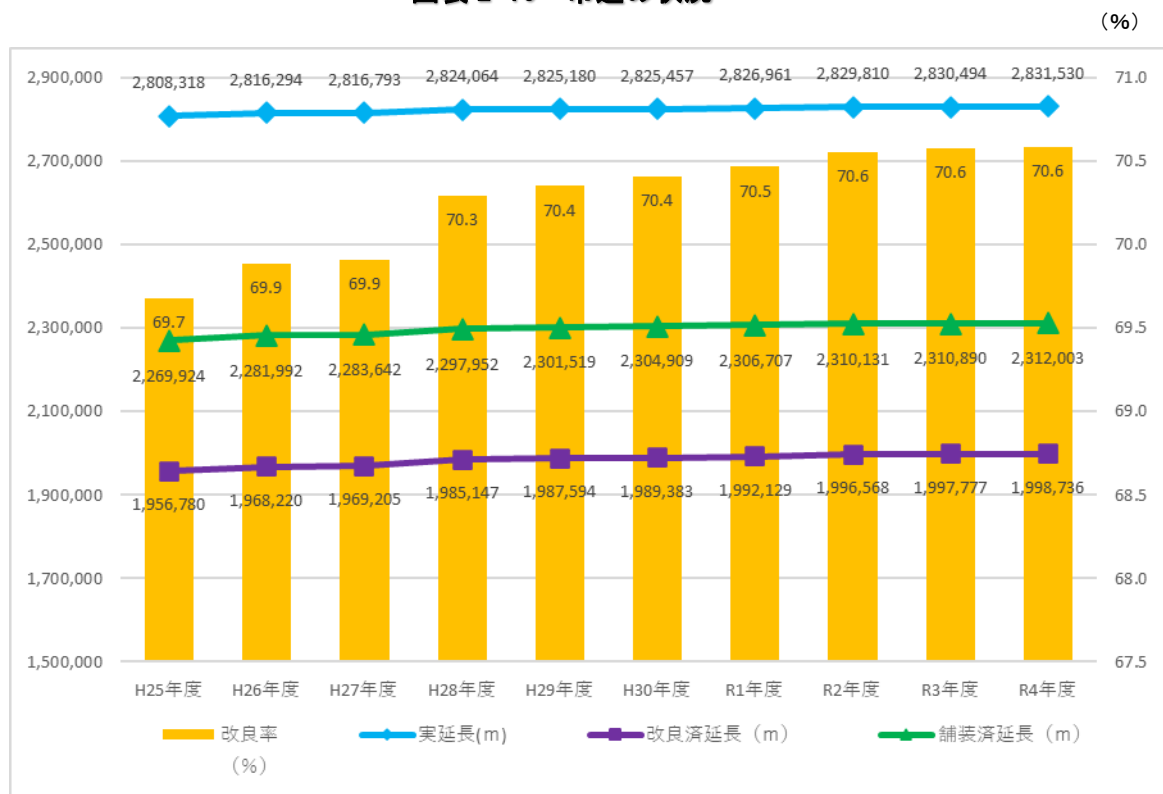
ア 道路

本市の道路は、首都圏や関西圏をつなぐ北陸自動車道及び上信越自動車道の高速ネットワークのほか、一般国道 8 号及び 18 号の重要幹線道路を軸に、一般国道 253 号、350 号、403 号及び 405 号並びに主要地方道や一般県道が各地域を結ぶ広域的なネットワークとして形成されています。

市道は、その広域的道路に接続するため、地域の安全かつ快適な生活に欠かせない道路として、令和 4 年度末現在で、実延長 2,831.5 km（うち規格改良済み 1,998.7 km、舗装済み 2,312.0 km）が配置されています。

市道は、国道や県道と違い、地域に密接した生活道路ですが、年々、延長が増加し、全ての路線を的確に維持管理していくことが困難な状況となってきたことから、管理方法を検討していく必要があります【図表 2-16】。

図表 2-16 市道の状況



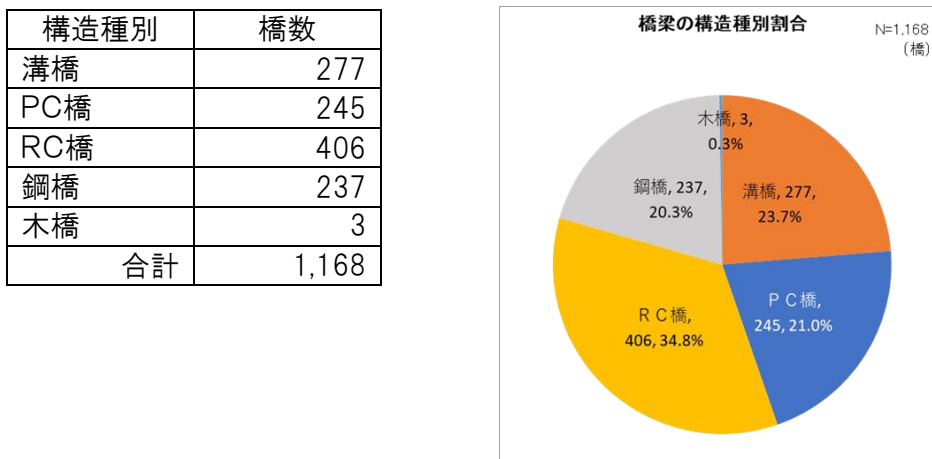
イ 橋りょう

本市が管理する橋りょうのうち市道橋りょうは、令和4年度末現在で1,168橋、総延長15,289.92m、累積整備面積103,125.59㎡となっています【図表2-17、2-18】。

そのうちRC橋が最も多い約35%を占め、次いで溝橋が約24%、PC橋が21%と、全体における約80%がコンクリート系の橋りょうとなっています。

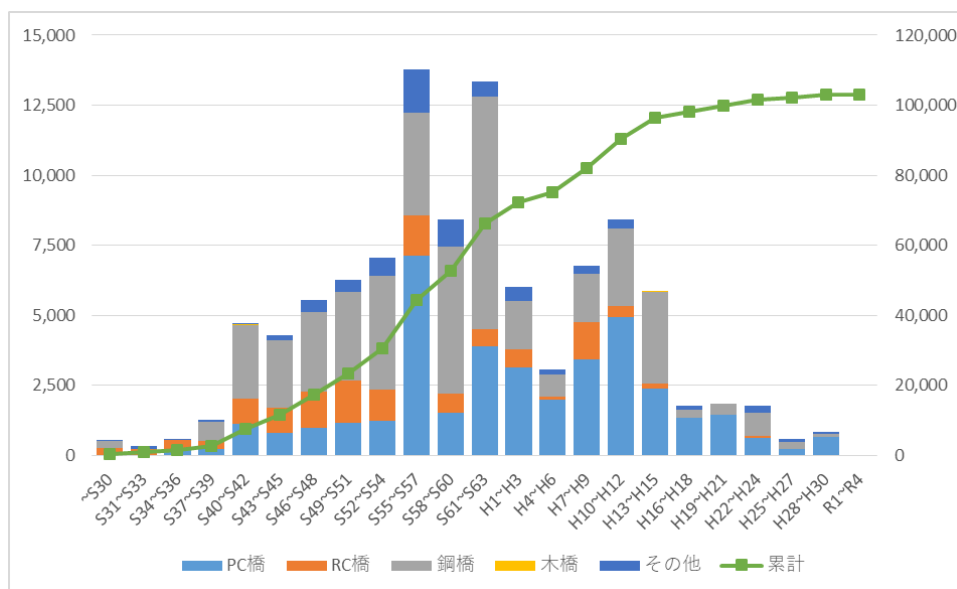
これらの老朽化を迎える橋りょうに対して、従来の対症療法型⁷の維持管理（以下「事後保全型管理」といいます。）を続けた場合、橋りょうの修繕・架け替えに要する費用が増大かつ短期間に集中することが懸念されることから、点検結果や社会情勢の変化等を踏まえ、事後保全型管理から予防保全型管理⁸へ移行し、長寿命化していくことが必要になっています。

図表2-17 市道橋りょうの構造割合



（出所）「上越市橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月改訂）

図表2-18 年次別の市道橋りょう保有量



⁷ 「対症療法型」とは損傷が深刻化した後に修繕する方法であり、修繕工事は大規模となるためコストが大きくなる。

⁸ 「予防保全型管理」とは、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

ウ 公園施設

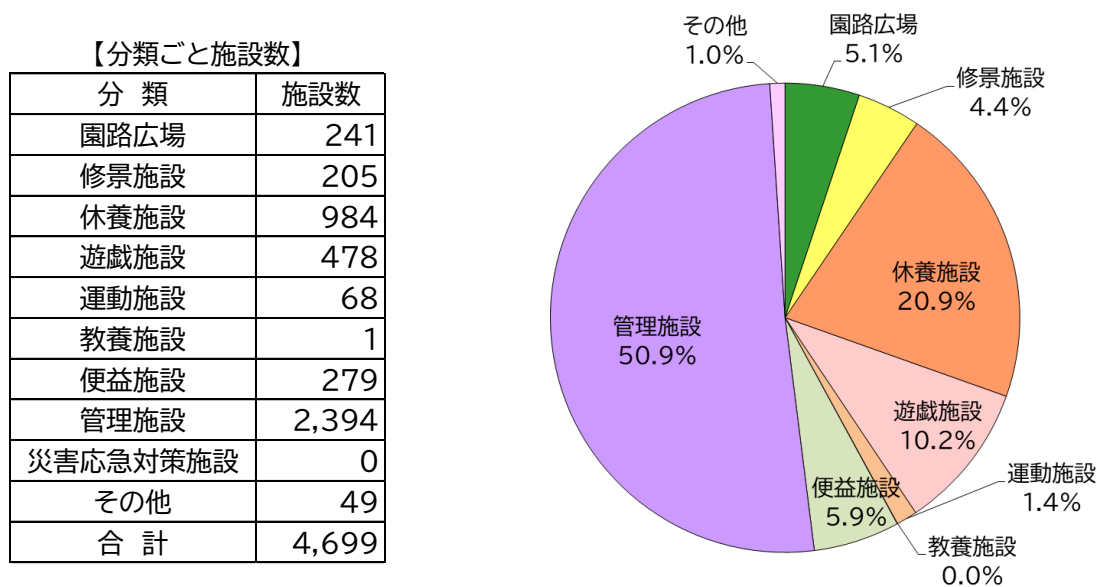
本市には、令和5年2月末現在、都市計画公園が143公園指定されており、古いものでは昭和25年に開設した公園があるなど、設置から長期間経過している公園があります。

これら都市公園全体の施設数は4,699施設あり、最も多い公園施設の分類は「管理施設」（照明施設、車止め、フェンス等）であり、施設数全体に占める割合は50.9%となっています【図表2-19】。

そのうち「健全度判定における評価基準」【図表2-20】に基づいた公園施設の健全度判定は、「遊具以外の施設」、「遊具」共に「部分的に劣化が進行している」とする「B判定」の施設が最も多い結果となりました【図表2-21】。

このため、劣化や損傷が進み、健全度が低いと判断される施設については、長寿命化のための補修や更新を中心に、また、現在健全である施設についても、定期的な点検や補修などを実施していく必要があります。

図表2-19 公園施設分類ごとの施設数（全体）



※構成比は四捨五入しているため、合計値は100%になりません。

（出所）「上越市公園施設長寿命化計画」（令和5年2月変更）より作成

図表 2-20 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、若しくは更新が必要とされるもの。

(出所) 公園施設長寿命化計画策定指針(案) (国土交通省)

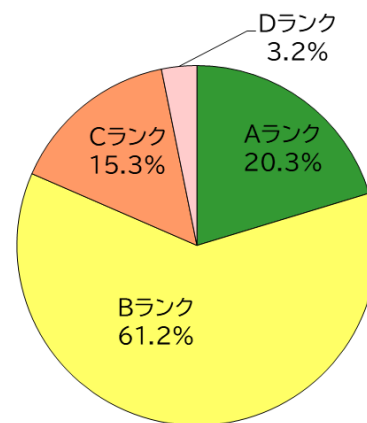
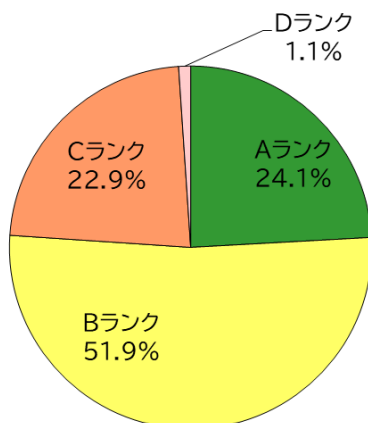
図表 2-21 健全度調査結果

【健全度：一般施設】

健全度	施設数
A	1,042
B	2,244
C	988
D	46
合 計	4,320

【健全度：遊具】

健全度	施設数
A	77
B	232
C	58
D	12
合 計	379



(出所) 「上越市公園施設長寿命化計画」 (令和5年2月変更) より作成

エ 上水道

本市の水道施設は、主に浄水場、配水池、ポンプ場等の配水施設及び管路に分類されますが、令和3年度末現在の整備状況は【図表2-22】のとおりで、水道管路延長は2,156,188mとなっています。

本市の水道施設は、地域の特性として、比較的小規模な施設が多いことが特徴です。

今後、これらの施設の多くが更新時期を迎えること、また、基幹浄水場である城山浄水場の大規模改修に着手しており、膨大な費用が必要となることなどから、これまでと同様に、実態に即した更新基準年数の設定や、故障による影響度合いに応じた更新の優先順位付けなど、効率的かつ効果的な更新に努める必要があります。

令和3年度末現在の水道管全体の耐震化率は72.9%（基幹管路はレベル2地震動、その他管路はレベル1地震動に対する耐震基準で算定）となっているほか、本市が独自に設定した更新基準年数（計画耐用年数）を超過した管路は0.3%であり、比較的健全な状態を維持しているといえます。しかし、令和3年度末における基幹管路耐震適合率は38.4%で、全国平均（41.2%）を若干下回っていることから、引き続き耐震化の取組が必要となっています。

その一方で比較的埋設年度が新しい管路が多く、本市の更新基準年数に到達する管路が極端に少ないことから、更新需要のピークに備えるため、更新時期の前倒しを図る必要もあります【図表2-23】。

図表2-22 上越市水道施設等の状況

【水道施設数】

項目	浄水場	配水池	ポンプ場	減圧施設	配水場
施設数	40	105	91	138	15

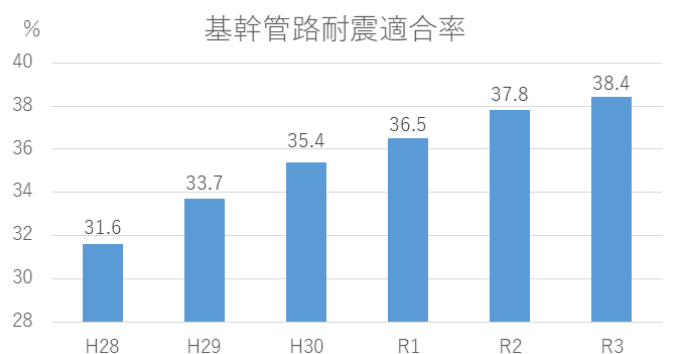
【水道管路延長】

導水管	送水管	配水管	合計
74,678m	175,712m	1,905,798m	2,156,188m

令和3年度末現在

（出所）「上越市第3次水道事業中期経営計画」（令和5年2月策定）

図表2-23 上越市水道事業の管路耐震適合率の推移



令和3年度末現在

基幹管路：導水管、送水管、φ250以上の配水管
及び重要給水施設までの配水管

（出所）「上越市第3次水道事業中期経営計画」（令和5年2月策定）

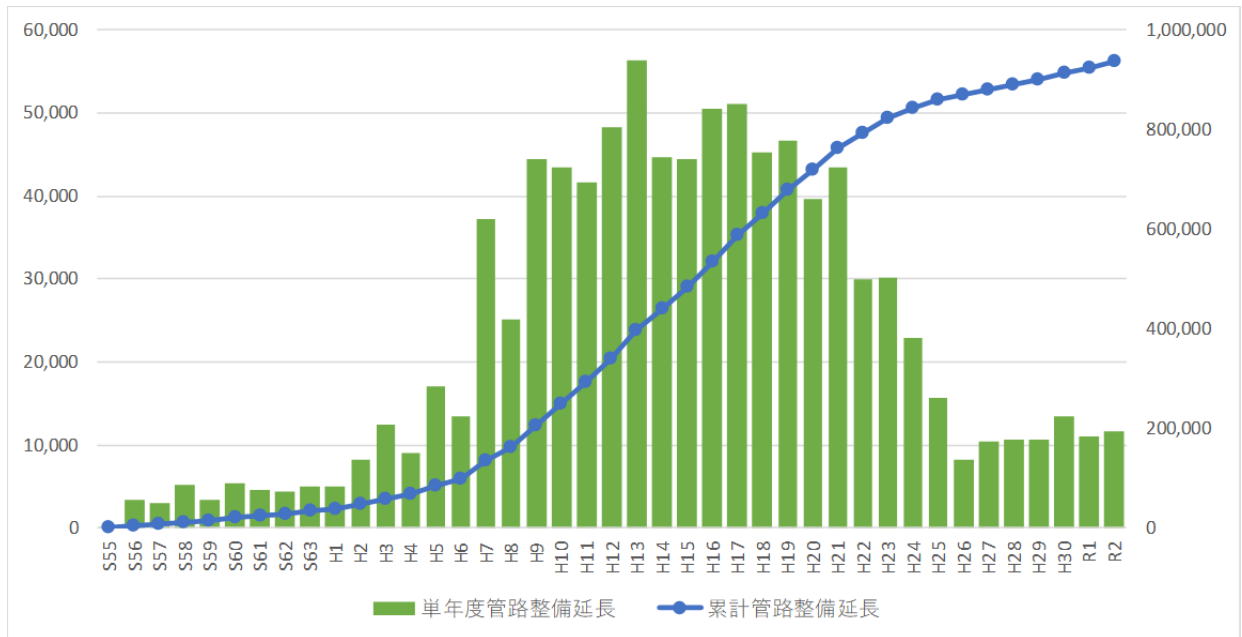
オ 下水道

本市では、上越処理区における平成元年3月の供用開始を端に、現在7処理区における公共下水道事業を展開しています。

また、各年における管路整備延長は【図表 2-24】のとおりで、事業着手後45年（供用開始後35年）程度が経過しており、普及拡大を図りながら維持管理を実施していく必要があります。

図表 2-24 上越市下水道事業における管路整備延長の推移

（単位：m）



カ ガス管路

本市のガス施設は、主に供給所、ガスホルダー、整圧器室及び管路に分類されますが、令和3年度末現在の整備状況は【図表2-25】のとおりとなっており、中圧管と低圧管を合わせた管路の総延長は、令和3年度末現在で974,495mとなっています。

このうち、1970年代以前に布設された管路はほとんど残存しておらず、多くの管路は1980年以降に布設されたものです。これは、水道の石綿セメント管更新や下水道工事等の他工事に伴う入替えのほか、国が早期に入替えを要するとした白ガス管等の要対策管の工事を進めていったことによるもので、事業の進捗とともに、近年は急激に更新延長が減少しています【図表2-26】。

また、更新の際には、低圧管は耐震性に優れたポリエチレン管に入替えしており、低圧管の総延長に占めるポリエチレン管の割合は、令和3年度末現在で約6割に達しています。

これらの結果、本市のガス管路の耐震化率は令和4年度末には100%となり、健全性が保たれています。

図表 2-25 上越市ガス施設の状況

供給所 (か所)	ガスホルダー等 (か所)	整圧器室等 (か所)	【導管延長】
5	6	58	本支管
			974,495m

令和3年度末現在

(出所) 「上越市第3次ガス事業中期経営計画」 (令和5年2月策定)

図表 2-26 上越市ガス事業の既存管路の布設別延長



(出所) 「上越市第3次ガス事業中期経営計画」 (令和5年2月策定)

2-4 公共施設等の将来の維持・更新費用の見込み

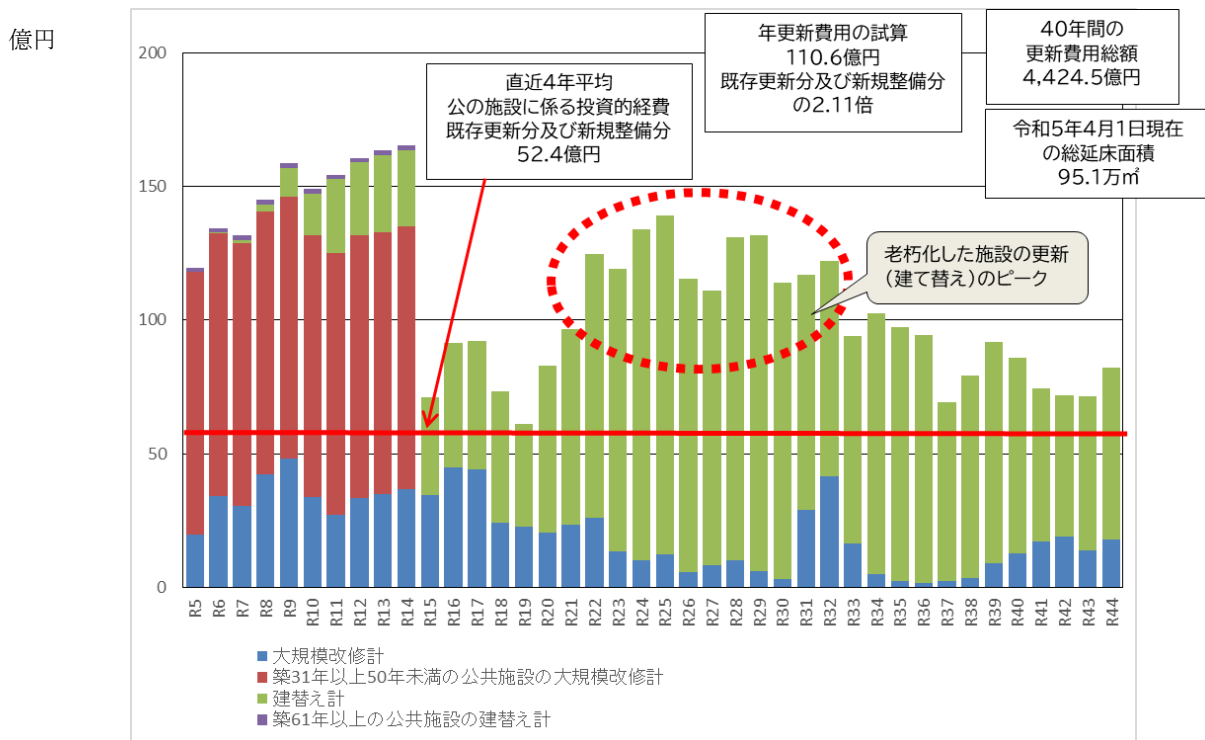
(1) 建物施設の将来の維持・更新費用の試算（耐用年数経過時に単純更新した場合）

本市が令和5年4月1日現在で所有する建物施設を耐用年数経過時に単純に更新し、現状の施設をそのまま維持していくという条件設定の下、総務省ソフトを用いて、令和5年度から令和44年度までの40年間の建て替えや改修に要する費用を試算した結果、その総額は4,424.5億円⁹となりました【図表2-27】。

これは統廃合やコスト縮減等の対策を一切行わず、現存施設を現状のまま維持していくことを前提に、あくまでも全体の傾向を見るために参考数値として試算したものであり、将来の必要額を算出したものではありませんが、一年当たりの平均で110.6億円（直近4年間（平成30年度から令和3年度）の公共施設等に対する投資的経費¹⁰の年平均52.4億円の2.11倍に相当）となることから、今後、維持管理経費の増大による財政状況の悪化、老朽化の進行によるサービスの質の低下等が懸念されます。

* 現在：52.4億円/188,047人（令和2年国勢調査人口）＝約2.8万円/人
 試算結果：110.6億円/143,032人（令和27年推計人口）＝約7.7万円/人
 ⇒現状の建物施設を全て維持した場合、市民一人当たり約4.9万円（175%）の負担増となる。

図表2-27 将来の維持・更新費用の試算（耐用年数経過時に単純更新した場合）



（出所）総務省ソフトより作成

⁹ 金額は、計画策定時（平成28年2月策定）以降の適正配置施設は反映したものの、施設の新設により延床面積が増加していること等から約100億円（参考：40年間の更新費用4,325億円）増加している。
 なお、第4次上越市公の施設の適正配置計画（令和3年2月策定）からは約72億円（参考：40年間の更新費用4,496.6億円）減少している。

¹⁰ 投資的経費は、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅等、社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業から構成されている。

※総務省ソフトの試算条件

《公共施設（建築物）》

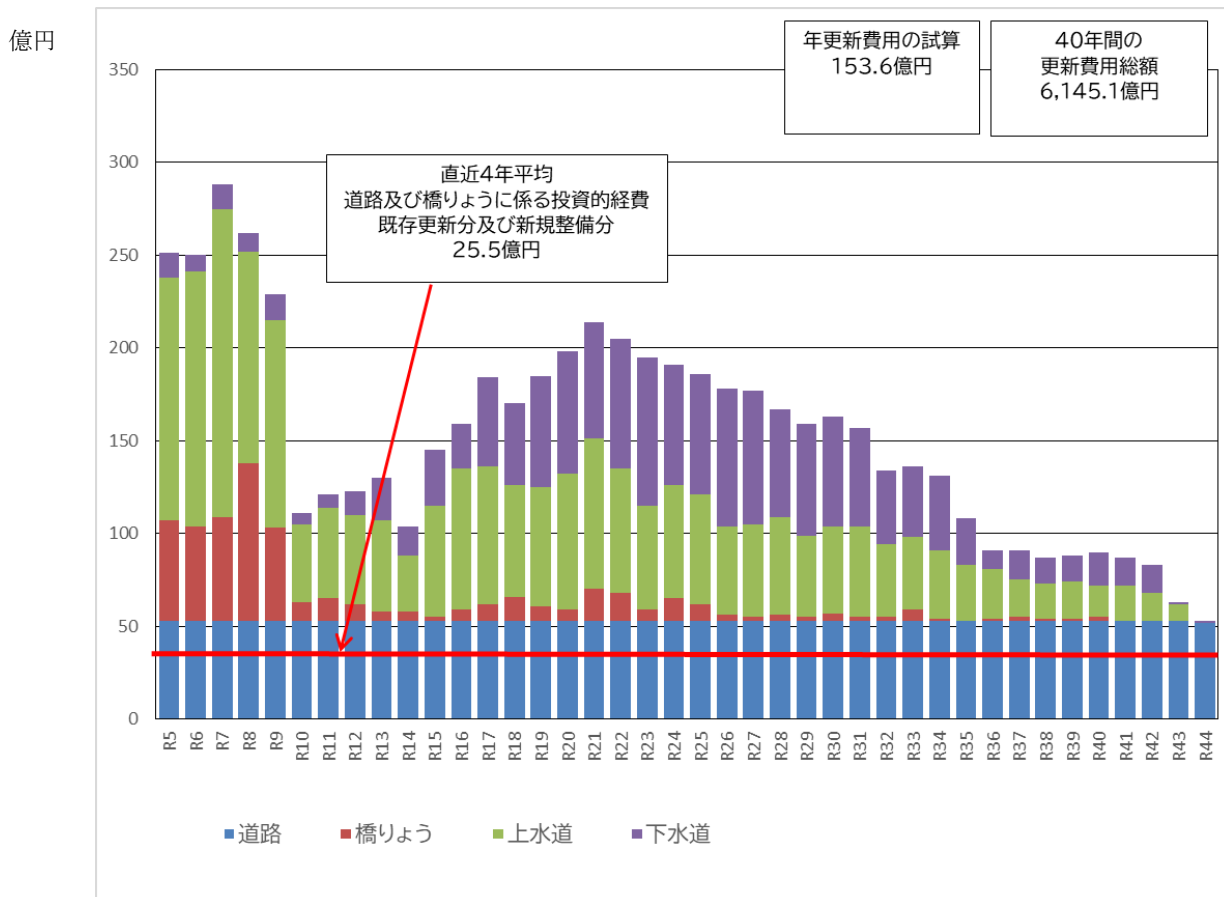
- 耐用年数の設定
 - ・ 目標耐用年数 60 年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）
- 更新年数の設定
 - ・ 建築後 30 年で大規模改修（修繕期間 2 年）を行い、その後 30 年で更新（建て替え期間 3 年）すると仮定
 - ・ 経過年数が 30 年を超え 50 年未満の建築物については今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、経過年数が 50 年を超えている建築物については、建て替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定
- 建て替え、大規模改修時の単価設定（※建て替えについては、解体費を含む。）

区分	建て替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、公園、供給処理施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

(2) インフラ施設の将来の維持・更新費用の試算

道路、橋りょう、上水道、下水道の主なインフラ施設について、施設の機能や性能に不都合が生じてから修繕等を行う事後保全型管理を行い、総務省ソフトの条件設定の下、令和5年度から令和44年度までの40年間ににおける更新経費を試算した結果、6,145.1億円¹¹となり、一年当たりの更新経費は、153.6億円となる見込みです【図表2-28】。

これはコスト縮減等の対策を一切行わず、現存施設を現状のまま維持していくことを前提に試算し、あくまでも全体の傾向を見るために参考数値として試算したものであり、将来の必要額を算出したものではありませんが、施設の老朽化に伴い費用が増加傾向にあるとともに、人口減少、少子化・高齢化の進行もあいまって市民一人当たりの負担額も増加することから、インフラ施設も建物と同様に、既存施設の計画的な維持・補修と長寿命化に向けた対策を進める必要があります。

図表 2-28 インフラ施設の将来の維持・更新費用の試算

(出所) 総務省ソフトより作成

¹¹ 主なインフラ施設のうち、道路及び橋りょうの投資的経費であり、企業会計で処理する上下水道の経費を対象外とする。

※総務ソフトの試算条件

《インフラ資産》

○ インフラ施設の維持管理経費の試算条件

- ・道路は、舗装道路を15年で打換えるものとし、総面積に単価を乗じ、15年で除したものを1年間の更新経費として試算
- ・橋りょうは、構築年度から40年で更新するものとして試算
- ・上水道は、構築年度から40年で更新するものとして試算
- ・水道は、構築年度から40年で更新するものとして試算

※施設の更新費用は除外しており、管路の更新に係る経費のみで試算

○ 試算時点で更新年数を既に経過しているものについては、直近の5年間に均等に配分

○ 更新時の単価設定

	入力情報	更新単価
道路	一般道路	4,700 円/㎡
橋りょう	PC 橋、RC 橋、木橋等	425 千円/㎡
	鋼橋	500 千円/㎡
上水道	導水・送水管	100 千円/m～923 千円/m
	配水管	97 千円/m～923 千円/m
下水道	管種別集計の場合	124 千円/m～134 千円/m
	管径別集計の場合	61 千円/m～2,347 千円/m

第3章 公共施設等に関する課題認識

前章に記述した現状と課題は、以下の五点に整理、集約することができます【図表 3-1】。

今後の公共施設マネジメント¹²の取組に当たっては、これらの課題認識を踏まえつつ、市民サービスの質の維持・向上とともに、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを図ることができるよう、検討を進めていきます。

3-1 人口減少と年齢構成の変化への対応

国勢調査に基づく人口動態をみると、本市の人口は、平成 12 年から令和 2 年までの 20 年間で、約 2.3 万人減少しています。これは、現在の安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区及び清里区の 8 区合計の人口に匹敵する大きな減少数です。また、将来人口の推計では、今後 7 年間¹³で更に約 1.2 万人の人口減少が見込まれています。

こうした人口減少や、少子化・高齢化による年齢構成の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれる中、本市が所有する各種の施設について、改めて公共関与の必要性や妥当性を精査し、民間等による機能の代替可能性等を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等をいかに最適化していくかが課題となってきます。

3-2 機能が重複する施設配置への対応

14 市町村による合併に伴い、広い市域を有することとなった本市では、人口一人当たりに対する公共施設等の延べ床面積が県内でも上位にあり、一番少ない新潟市と比べても約 1.6 倍となっています。

また、合併前の段階において、各自治体がフルセットによる施設整備を進めてきたこともあり、類似施設がいくつも存在する一方、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められています。

市内各地域の人口動態が異なる中、こうした状況を踏まえ、施設の目的と利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）の視点からの整理とともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題となってきます。

¹² 「公共施設マネジメント」とは、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適正な維持管理を実現すること

¹³ 令和 5 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口（184,082 人）と令和 12 年推計人口（172,017 人）を比較したもの

3-3 施設の維持管理、更新に係る財政負担の抑制への対応

本市では、築30年を経過している公の施設が約6割を占めており、今後、施設の躯体を始め設備の老朽化への対応が必要になります。

また、利用者の安全安心の確保に向け、耐震化への継続的な対応が必要なことに加え、施設のバリアフリー化や省エネへの対応などのほか、エネルギー価格高騰等を踏まえ時代のニーズに即した施設の改修にも対応していく必要があり、財政負担の増大が見込まれます。

その一方で、建物施設については総じて維持管理経費が施設使用料を大きく上回っている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今後、増大が懸念される施設更新費用や維持管理費用の低減化、平準化をいかに図っていくかが課題となっています。

3-4 施設の老朽化への対応（長寿命化）

本市では、道路などのインフラ施設も含め、既存施設の維持管理に当たっては、利用者の安全の確保を最優先に、施設の現状や利用状況などを踏まえ、優先順位をつけながら必要な修繕や改修を行ってきました。

しかしながら、多くの施設を保有する中であっては、優先順位の低い施設については、不具合等が生じた後に修繕を行う事後的な対応とならざるを得ない状況となっており、損傷が深刻化し大規模な修繕を必要とする事後保全型の維持管理が行われている状況でした。

こうした施設の維持管理手法は、施設の躯体や設備の寿命を縮め、結果的に市民サービスの低下や維持管理費の増加につながる懸念されます。

このため、今後も市民サービスを安定的に提供していく上で、真に必要な施設等については、日常業務に係る施設管理・点検の徹底や、個別施設計画等に基づく定期的な修繕・改修等を実施するなど事後保全型管理から長寿命化に向けた予防保全型管理へ転換し、施設のライフサイクルコスト¹⁴の縮減を図っていくことが課題となっています。

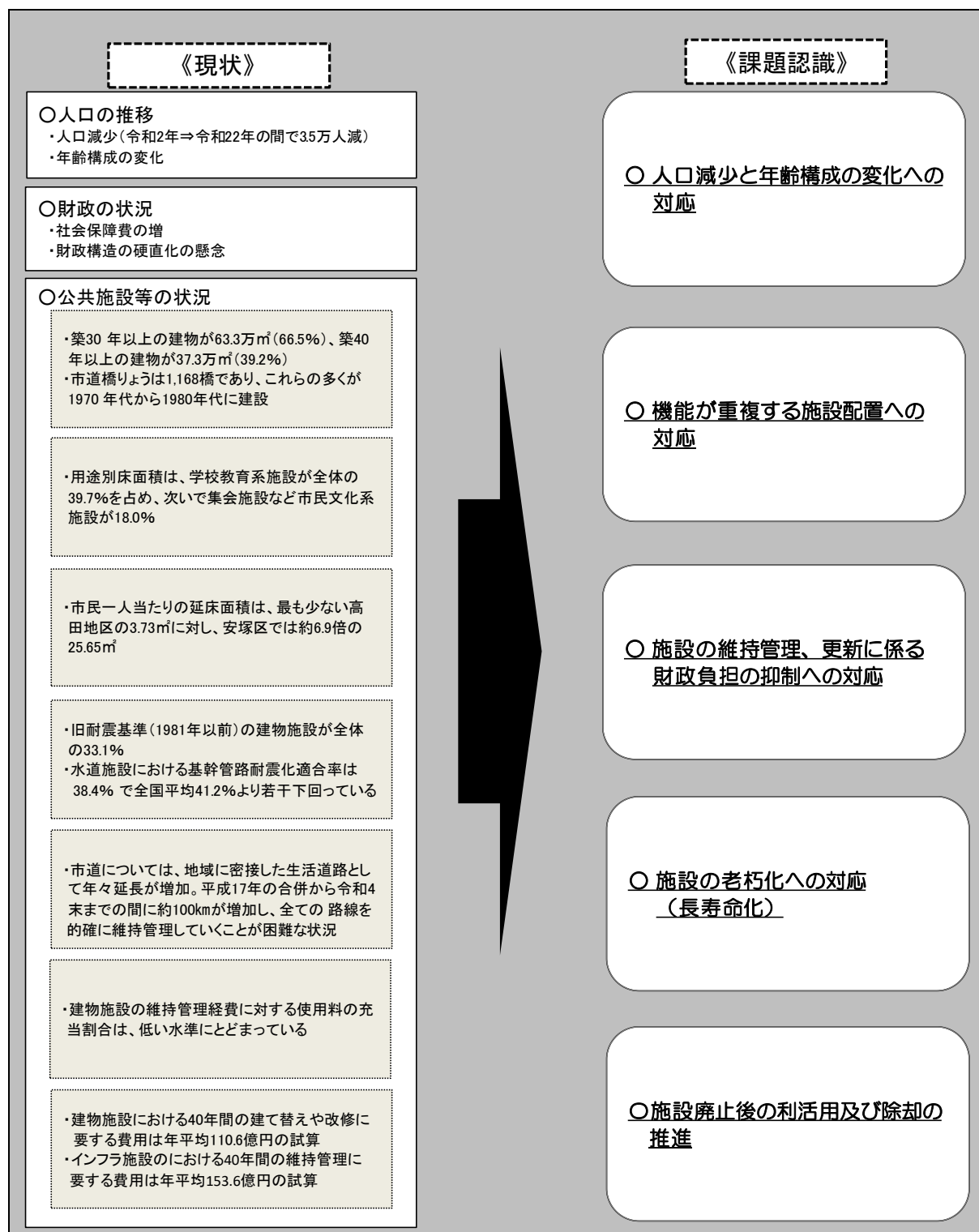
3-5 施設廃止後の利活用及び除却の推進

公の施設として既に廃止した施設の中には、用途を変更し、地域や民間事業者が利活用している施設がある一方、除却が進まずそのまま残っている施設があります。

こうした施設は、施設用地の除草や屋根の雪下ろしなどの維持管理が必要であるばかりか、老朽化が進むと防犯や衛生、景観等の観点から周辺住民の皆さんへの悪影響を及ぼすことが懸念されることから、廃止後の施設の利活用と計画的な除却をいかに進めていくかが課題となっています。

¹⁴ 「ライフサイクルコスト」(LCC)とは、施設に係る生涯コストのことであり、企画設計・建築・維持管理・運用・除却に要する総経費を指すものである。初期費用(イニシャルコスト)と運用費用(ランニングコスト)からなる。

図表 3-1 現状を踏まえた課題認識の検討フロー



第4章 公共施設マネジメントに関する基本的な考え方

4-1 取組方針

公共施設マネジメントの取組に当たっては、前章に示した課題認識を踏まえ、次の視点から公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進していきます【図表 4-3、4-4】。

(1) 統廃合・機能集約等の推進

人口減少など社会経済情勢が変化する中であって、本市では類似のサービスを提供する民間施設の進出等により、当初の目的と異なる利用実態となっている施設や、有効な利活用に至っていない施設を抱えており、また、その対応策が十分に図られていない状況にあります。

そこで、市民ニーズ（利用動向・利用実態）を踏まえつつ、施設（建物）の性能だけではなく、施設の本来目的・サービス・機能に着目し、人口や財政規模などを考慮した最適な量と質の確保の観点から、適正配置を行います。

また、本市の地域自治区単位で市民一人当たりの延床面積を比較した場合、最大約 6.9 倍の差が生じている一方、同一区内又は近接する区域に、機能や利用実態が類似している施設が多数存在している状況にあります。

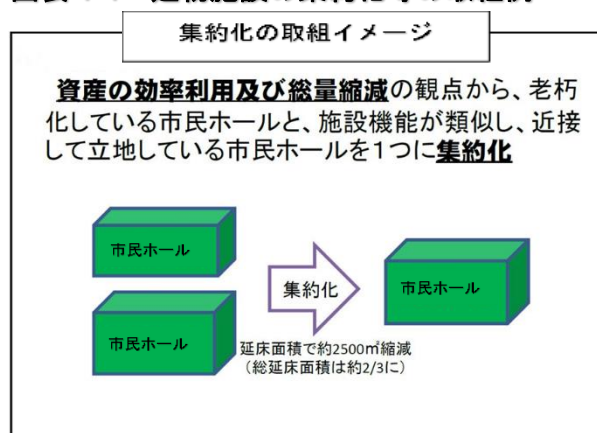
このため、今後は、総量の抑制に配慮しつつ、施設や施設カテゴリーの性格に応じた利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）を設定し、連携や補完、集約化等により必要な機能を確保する中で、配置バランスを検討するなど、地域の実情に応じた適正かつ効果的な配置に取り組めます【図表 4-1】。

なお、未利用資産については、施設の状況に応じて、貸付けや売却による収入確保又は計画的な除却に努めます。

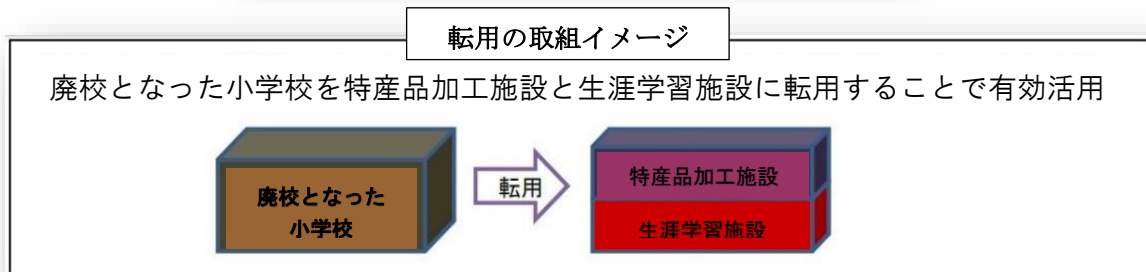
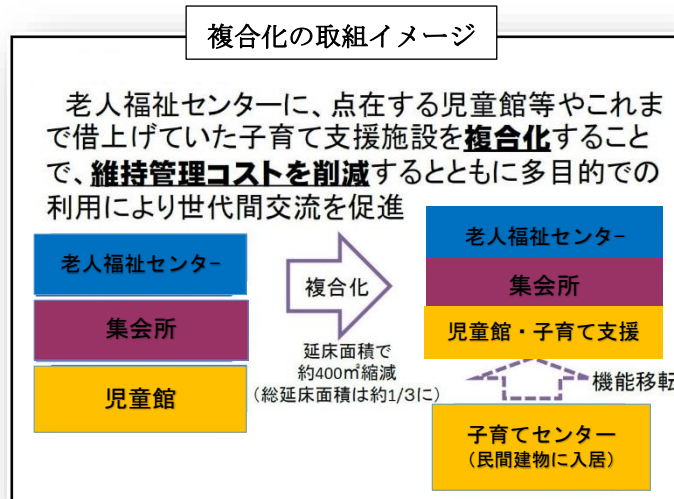
《具体的な取組》

- ・施設の統廃合、廃止、休止、用途変更（機能の集約化、多目的利用への転用）
- ・施設や施設カテゴリーの目的・性能及び利用圏域を踏まえた重複施設の解消等

図表 4-1 建物施設の集約化等の取組例



(出所) 総務省公共施設等総合管理計画資料（平成 27 年 10 月）



(出所) 総務省公共施設等総合管理計画資料 (平成 27 年 10 月)

(2) 安全確保等の推進

公共施設等の管理において、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等について耐震化を図る必要があります。

また、点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない建物施設などの危険性の高い公共施設等について安全確保を図る必要があります。

具体的には、地震発生に伴う災害被害の防止又は軽減を図るため、建物施設や橋りょう等のインフラ施設の耐震化を計画的に進めるとともに、用途が廃止され、倒壊等の危険性が高い建物施設について早期の除却に努めます。

市民生活に欠かすことのできないライフラインである上水道やガスについては、管路の耐震化を推進することにより、安全で安定した供給の維持に努めます。

道路や橋りょうについては、安全で安心を求める市民ニーズに応えるため、児童生徒や高齢者など歩行者が安心して通行できる交通の安全確保はもとより、自然災害の発生に対応できる防災機能の向上に努めます。

さらに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等にかすよう努めます。

《 具体的な取組 》

- ・施設の耐震化、定期的な点検・診断等の実施

(3) 適切な維持管理・修繕・更新等の推進

本市では、施設の維持管理経費に占める使用料収入の割合は総じて低く、当該収入額の数倍の維持管理経費を要する施設が数多く存在しています。また、多くの施設において利用者が減少傾向にあり、適切な維持管理を行うためには、一定の公費投入が必要となってきます。

さらに、全ての施設をこのまま維持していくとした場合、いずれかの時点で施設の大規模改修や更新等に直面することとなり、将来の大きな財政負担につながるものが懸念されます。

このため、計画的な耐震補強等による安全性の確保はもとより、次世代に過大な負担を残さないよう、中・長期的観点から優先的に維持すべき施設を見極めた上で、効率的・効果的な修繕・改修等を推進するべく、長寿命化や予防保全型管理の取組を進めます【図表 4-2】。

なお、今後、必要に応じて公共施設等を整備・改修する場合においては、当該施設等に係るライフサイクルコストの縮減・平準化を目指すとともに、必要な施設のみ更新するなど公共施設等の供用を廃止する場合との整合性に留意します。

あわせて、利用者のニーズや施設の状態を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できる施設となるよう、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく整備等に努めます。

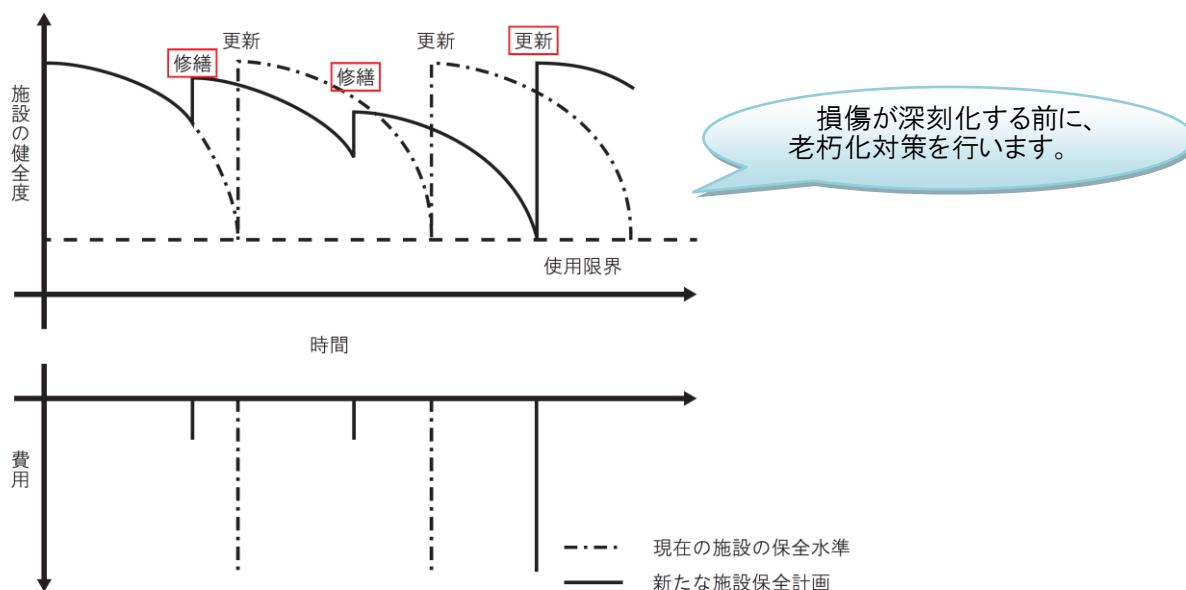
また、「上越市第4次環境基本計画（第2次地球温暖化対策実行計画）」に基づき、施設の整備や大規模改修、設備の更新等の機会を捉え、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、照明のLED化や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネルギー基準に適合した改修のほか、吸収源対策としての地元産木材の利用促進など脱炭素化に向けた取組を推進します。

さらに、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等にかすよう努めます。

《具体的な取組》

- ・長寿命化の実施
- ・計画的な維持管理・修繕・更新等の実施

図表 4-2 公共施設等の長寿命化のイメージ



（出所）上越市都市計画マスタープラン（平成 27 年 8 月策定）

(4) 民間活力の活用

現有施設には、民間施設との競合が生じているなど、行政の積極的な関与の必要性が認めにくい施設が複数存在しています。また、施設の利用者が特定又は一部の人や団体、地域に偏っている施設も見受けられます。

今後は、施設本来の設置目的を踏まえつつ、行政が所有しサービスを提供することの必要性を見極める中で、本市としてあるべき行政サービスの水準を検討するとともに、効率的かつ効果的な活用を推進するため、市による直接的なサービスや機能の提供にこだわらない最適な主体によるサービスの提供（民間代替可能性等）について検討を行います。

また、公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、地域社会の実情に合った将来のまちづくりにおいて、PPP¹⁵／PFI¹⁶の活用について検討するなど民間事業者の参入促進を図ります。

さらに、公共施設等の情報については、広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、その公開に努めます。

《具体的な取組》

- ・施設の譲渡・貸付け、民間活力の活用（指定管理者制度の導入、業務委託の実施、PPP／PFIの導入等）や住民主体の管理運営方法の導入
- ・公共施設等の情報の公開

¹⁵ 「PPP」とは、Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

¹⁶ 「PFI」とは、Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(5) 取組方針を進める上での留意事項

ア 適切な維持管理に資する財源の確保等

自立的な施設運営や適切な維持管理の継続を図るため、以下の取組により必要な財源確保を図ります。

- ① 利用者数の増加及び施設稼働率の向上に向けた取組の推進
- ② 施設の性能・品質等の確保を図った上での維持管理経費の縮減
- ③ 余剰施設・スペースの譲渡・貸付けの推進
- ④ 受益者負担の適正化（施設使用料の定期的な見直し）

イ 建物施設の性能や利用実態等からみた留意事項

他の自治体と比べ施設数が多い本市の現状を踏まえ、以下の事項に該当する場合は、廃止の可否についての具体的な検討を必須とします。

- ① 大規模な改修や高額な設備の更新が求められる場合は、原則として施設の廃止、又は一部機能の廃止を検討します。
- ② 老朽化が著しい施設（非耐震構造・耐用年数超過など）は、危険防止の観点から優先的に廃止（除却）します。
- ③ 利用者が特に少ない施設又は固定化している施設は、地元への譲渡、民間への売却等により廃止します。なお、廃止に至るまでの間において、必要最低限の維持管理にとどめるとともに、利用実態に応じて関係者の積極的な協力を得るものとします。

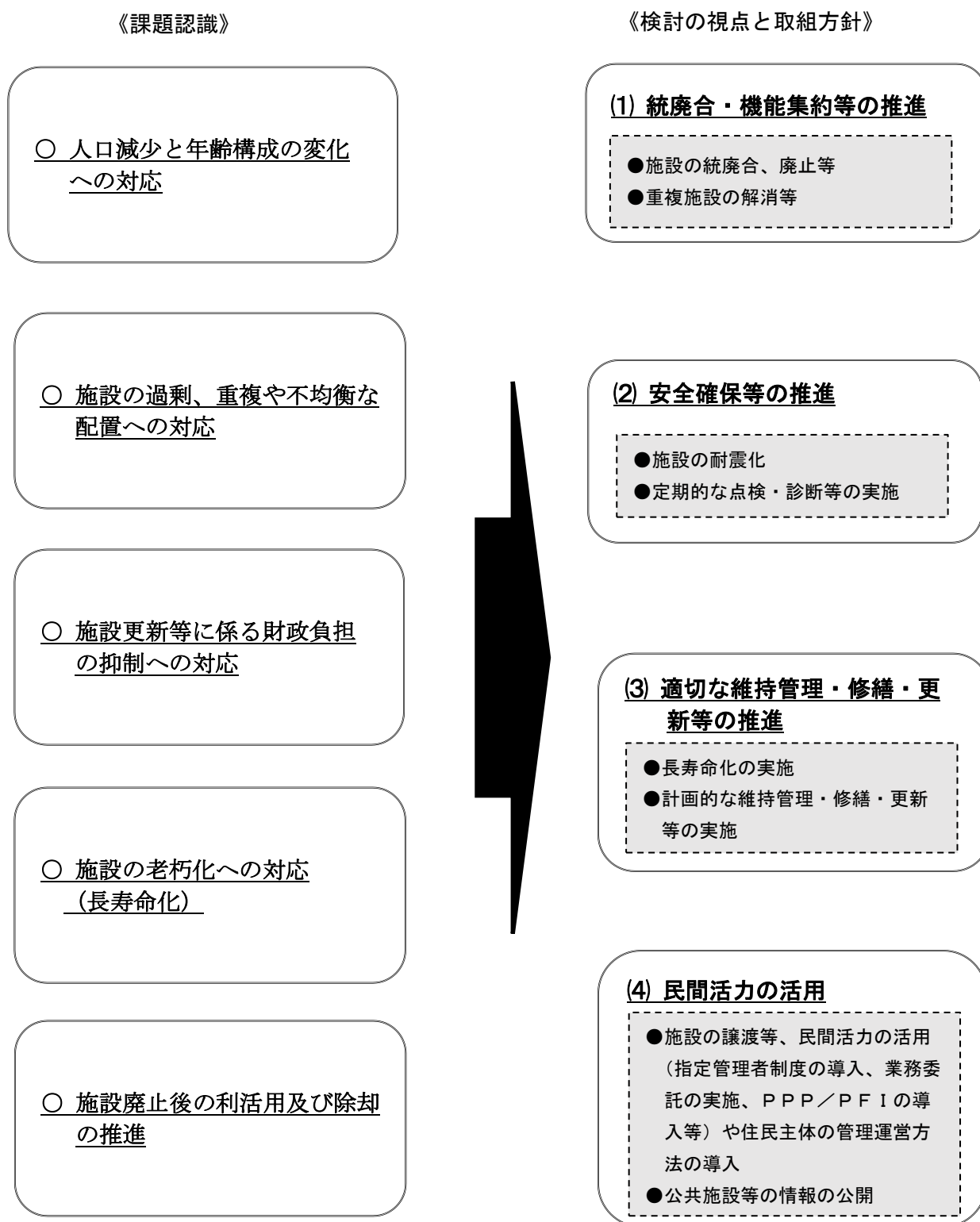
ウ 補助金返還等への留意事項

施設の廃止及び用途変更に当たっては、行財政コストの縮減効果を勘案しながら、原則として、施設整備時に活用した補助金等の返還義務が生じないよう、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に基づき適切な対応を図ります。

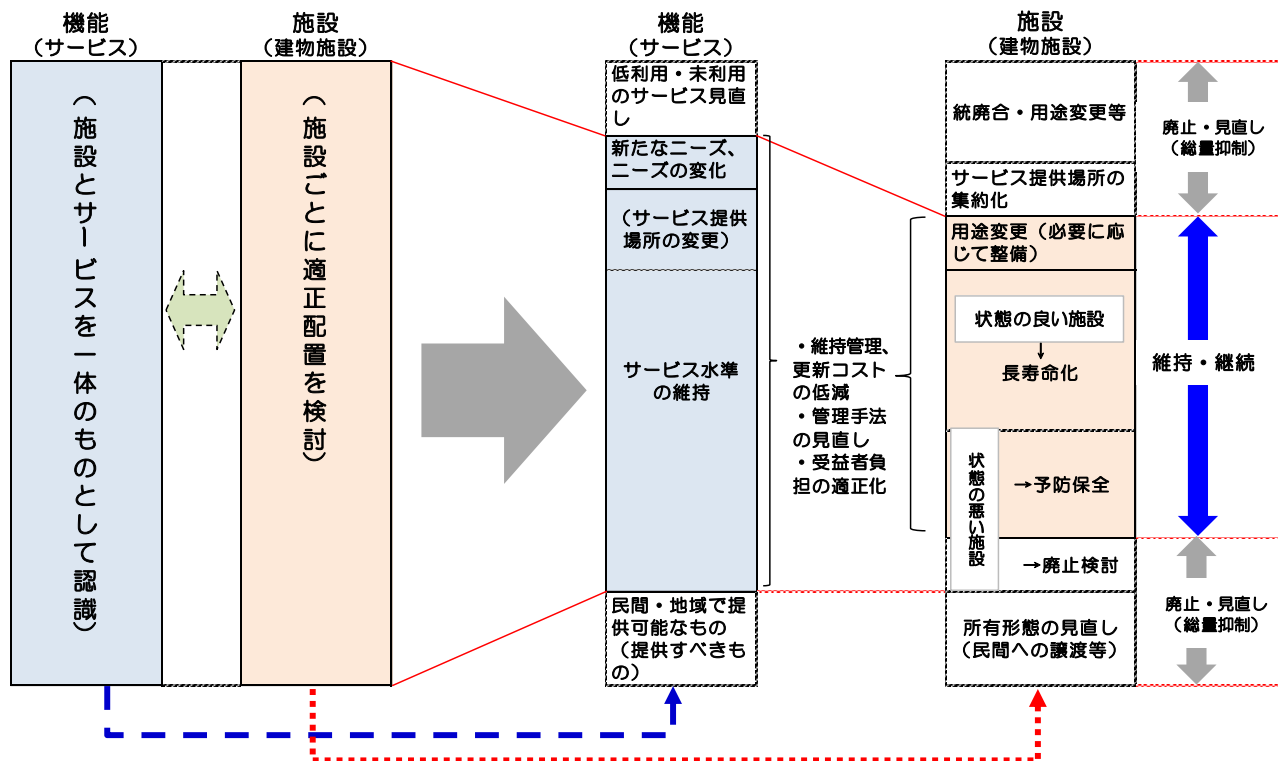
エ 充当可能な地方債・基金等の財源の見込み

公の施設の適正配置や長寿命化などを推進するため、交付税措置の高い有利な市債を優先的に活用していきます。また、施設の譲渡・貸付け、国・県補助金等の特定財源の獲得、民間活力や民間資本の活用、受益者負担の適正化などに取り組み、財政負担の軽減を図ります。

図表 4-3 課題認識を踏まえた検討の視点と取組方針



図表 4-4 公共施設マネジメントの検討イメージ



4-2 個別施設計画に基づく取組の推進

施設カテゴリーごとに利用状況や収支状況、点検・診断結果を踏まえ、修繕・更新、廃止等の方向性や長寿命化対策について定めた個別施設計画の取組を推進し、必要に応じて見直しを行います。

さらに、将来的な人口減少や収入減少を見据え、令和 13 年度からの次期適正配置計画の策定に当たっては、地域住民の皆さんと十分に協議し、各施設の方向性を検討していきます。

(1) 建物施設

再配置計画で定めた用途別・カテゴリーごとの対応方針を基本とし、本計画との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

併せて、整備計画等（学校や保育園、公営住宅等）も必要に応じて見直しを行います。

(2) インフラ施設

インフラ施設に係る各種台帳などの施設情報については、施設の利用状況や取得・供用開始の年次、耐用年数等の数値データの保有状況にバラつきがあることから、現在運用している固定資産台帳¹⁷を有効に活用しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、法定外公共物¹⁸については、新たな開発や売払い申請などの際に、必要に応じて現状把握を行います。

¹⁷ 「固定資産台帳」とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

¹⁸ 「法定外公共物」とは、道路、河川、水路及びこれらと一体をなす施設、構造物その他の附属物であって、その管理について道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）その他法令等の規定の適用又は準用を受けないものをいう。

4-3 取組を踏まえた維持・更新等に係る経費の見込み

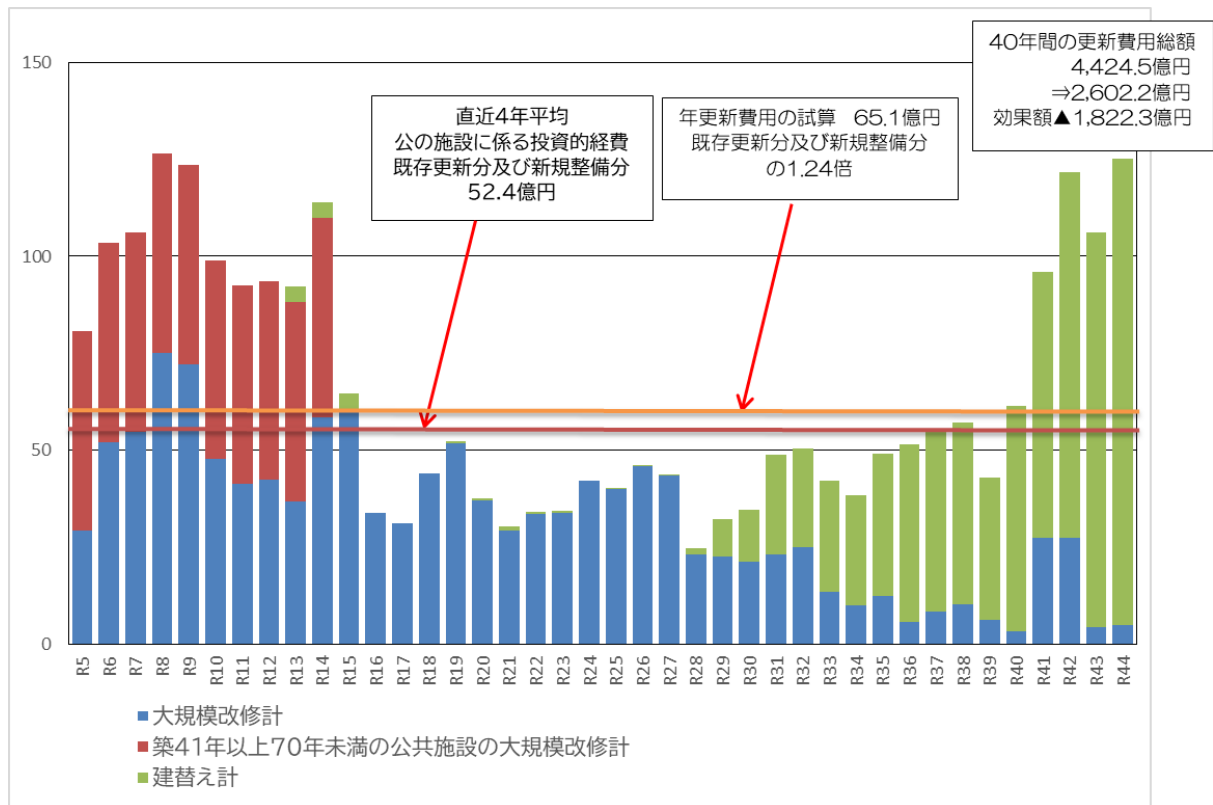
(1) 建物施設の将来の維持・更新費用の試算（長寿命化対策等を反映した場合）

本市が令和5年4月1日現在で所有している建物施設の令和44年までの40年間の建て替えや改修に要する費用について、総務省ソフトを用い、個別施設計画（公の施設の適正配置計画や長寿命化計画等）を踏まえ試算した結果、その総額は2,602.2億円、一年当たり平均で65.1億円となり、第2章に記載した、耐用年数経過時に単純に更新し、現状の施設を維持していく場合の試算の総額から1,822.3億円（45.6億円/年）縮減される結果となりました【図表4-3】。

この総務省ソフトを用いた試算結果は、あくまでも一定の条件下で算出した参考数値であり、本市における将来負担額の総額や、市の取組の効果額を精緻に算出したものではありませんが、取組の効果が見込まれることから、引き続き公の施設の適正配置や長寿命化対策を進め、施設総量の縮減と適切な維持管理に努めます。

図表4-3 将来の維持・更新費用の試算（長寿命化対策等を反映した場合）

億円



（出典）総務省ソフトにより作成

※総務省ソフトの試算条件

《公共施設（建築物）》

- 第4次上越市公の施設の適正配置計画に基づき廃止等とした59施設を対象外とする。
- 耐用年数の設定
 - ・目標耐用年数80年（上越市公の施設の長寿命化計画（基本方針）に基づき80年で更新）
- 更新年数の設定
 - ・建築後40年で大規模改修（修繕期間2年）を行い、その後40年で更新（建て替え期間3年）とすると仮定
 - ・経過年数が40年を超え70年未満の建築物については今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- 建て替え、大規模改修時の単価設定（※建て替えについては、解体費を含む。）

区分	建て替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設	40 万円/m ²	25 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36 万円/m ²	20 万円/m ²
学校教育系、公園、供給処理施設	33 万円/m ²	17 万円/m ²
公営住宅	28 万円/m ²	17 万円/m ²

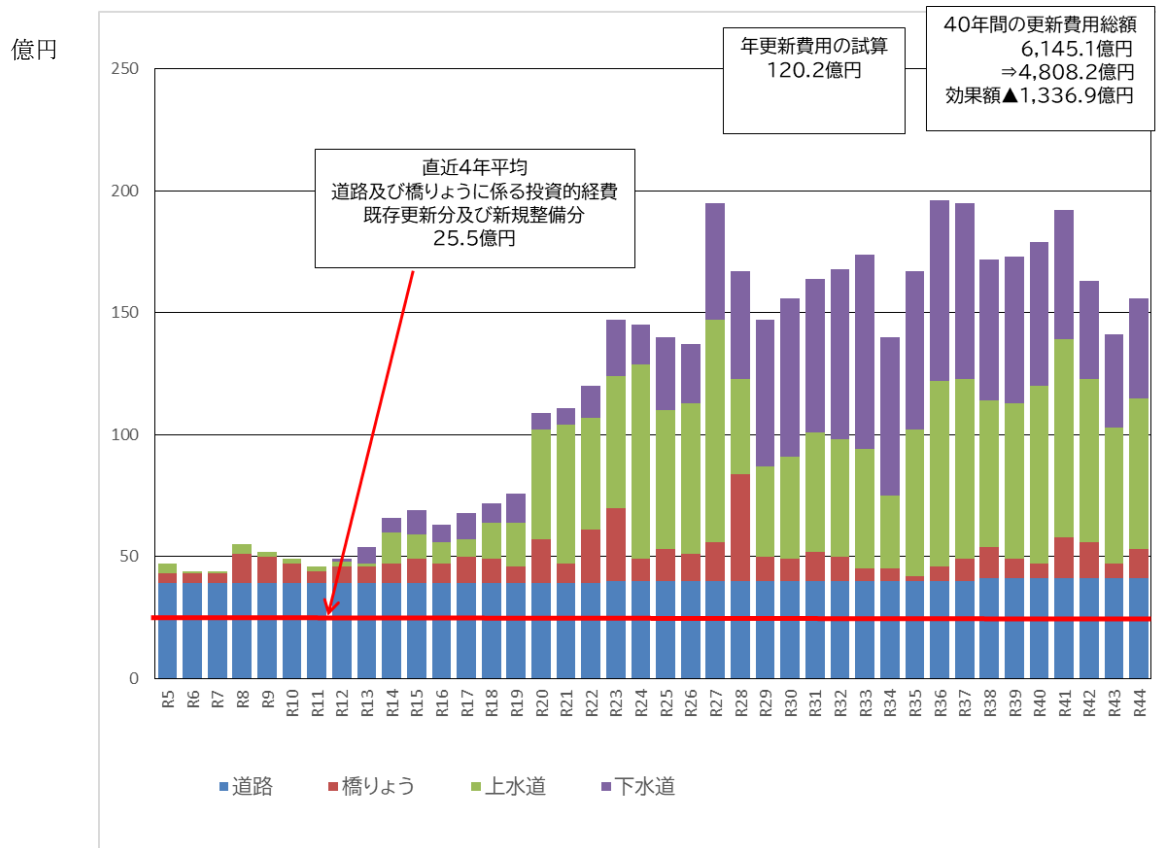
(2) インフラ施設の将来の維持・更新費用の試算（長寿命化対策を反映した場合）

本市が令和5年4月1日現在で所有している、道路、橋りょう、上水道、下水道の主なインフラ施設の令和5年度から44年までの40年間における維持・更新経費について、総務省ソフトを用いて、個別施設計画（長寿命化計画等）の取組を踏まえて試算した結果、その総額は、4,808.2億円、一年当たり平均で120.2億円となり、第2章に記載した、事後保全的管理によるインフラ施設の維持管理経費総額から、1,336.9億円（33.4億円/年）縮減される結果となりました【図表4-4】。

この総務省ソフトを用いた試算結果は、あくまでも一定の条件下で算出した参考数値であり、本市における将来負担額の総額や、長寿命化対策等の効果額を精緻に算出したものではありませんが、対策の有効性が見込まれます。

インフラ施設である道路や上水道、下水道等については、統廃合等による保有総量の縮減は難しいですが、引き続き、定期的な施設の点検と計画的な長寿命化対策により、更新経費の縮減に努めます。

図表 4-4 インフラ施設の将来の維持・更新費用の試算（長寿命化対策を反映した場合）



（出所）総務省ソフトより作成

※総務省ソフトの試算条件

《インフラ資産》

○ インフラ施設の維持管理経費の試算条件

- ・道路は、舗装道路を20年で打換えるものとし、総面積に単価を乗じ、20年で除したものを1年間の更新経費として試算
- ・橋りょうは、法定耐用年数より、構築年度から60年で更新するものとして試算
- ・上水道は、法定耐用年数より、構築年度から60年で更新するものとして試算
- ・下水道は、法定耐用年数より、構築年度から50年で更新するものとして試算

※施設の更新費用は除外しており、管路の更新に係る経費のみで試算

○ 試算時点で更新年数を既に経過しているものについては、直近の5年間に均等に配分

○ 更新時の単価設定

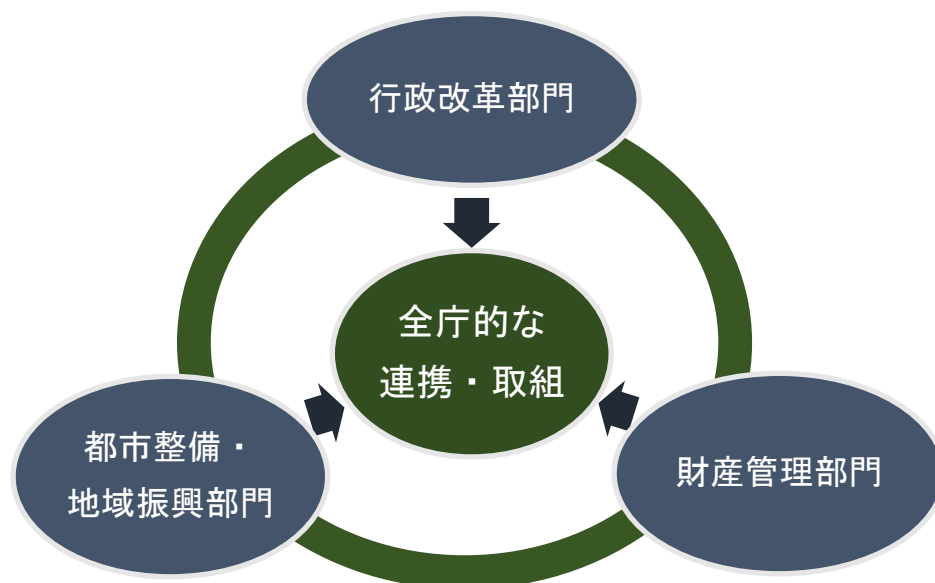
	入力情報	更新単価
道路	一般道路	4,700 円/m ²
橋りょう	PC 橋、RC 橋、木橋等	425 千円/m ²
	鋼橋	500 千円/m ²
上水道	導水・送水管	100 千円/m～923 千円/m
	配水管	97 千円/m～923 千円/m
下水道	管種別集計の場合	124 千円/m～134 千円/m
	管径別集計の場合	61 千円/m～2,347 千円/m

第5章 推進体制等

5-1 推進体制

持続可能な財政基盤の確立に向けた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的かつ着実に実施していくため、行政改革部門、財産管理部門、都市整備・地域振興部門が中心となって、全庁的に取組を進めます【図表 5-1】。

図表 5-1 庁内連携体制のイメージ

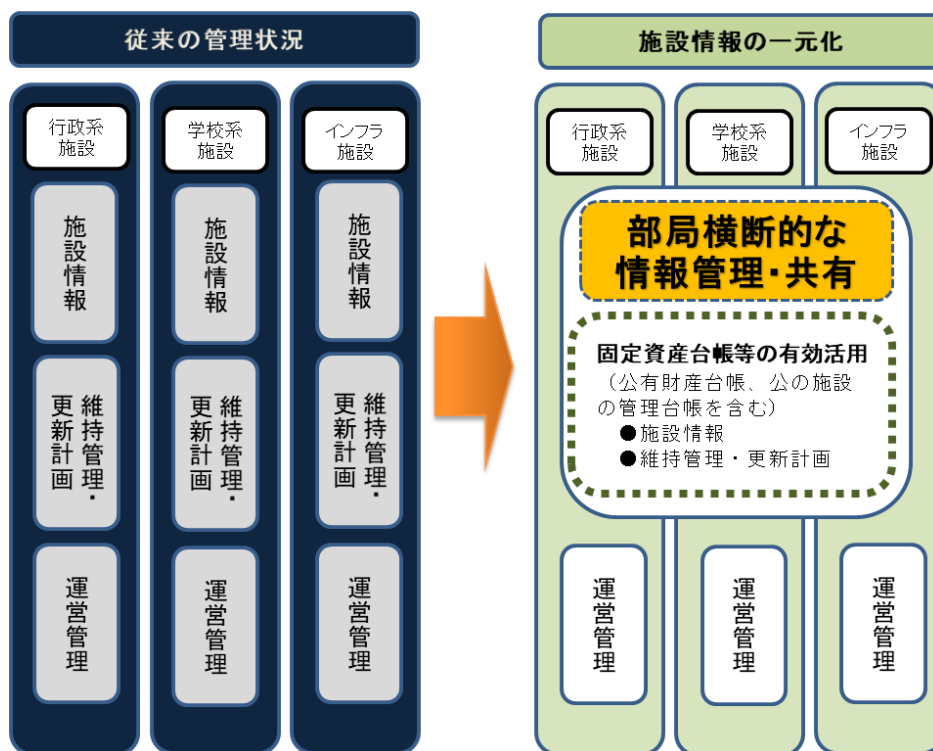


5-2 施設情報の一元化と固定資産台帳等の有効活用

公共施設マネジメントを推進するに当たっては、個々の施設の利用状況や維持管理経費、施設の老朽化度のほか、修繕・更新計画や実績等に関する情報を一元的に集約・管理し、公共サービスに対するニーズと公共施設等に係るトータルコストとのバランスを比較・検討するとともに、長寿命化の視点に立った分析が必要となります。

このことから、現在、運用している固定資産台帳を始め、施設情報の一元化を図り、毎年度の決算等と連携させるとともに、その情報を部局横断的に管理・共有することで、財政負担の軽減と平準化を目指します【図表 5-2】。

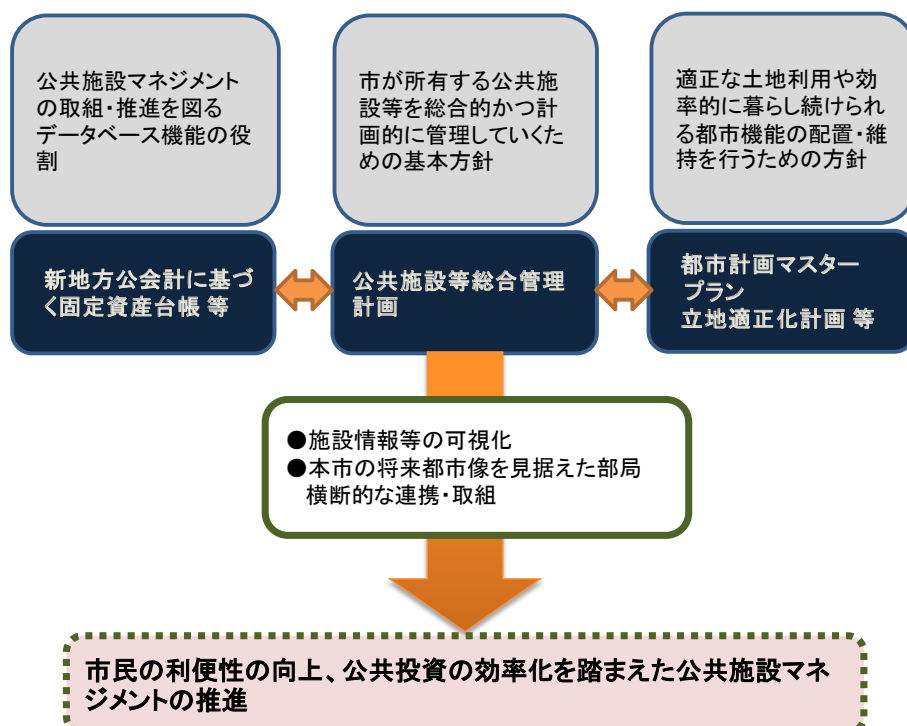
図表 5-2 施設情報の一元化のイメージ



5-3 都市計画マスタープラン・立地適正化計画との連携・整合

本市が目指す将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち上越」の実現に向け、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」との連携・整合を図るとともに、まちづくりの視点を考慮しながら公共施設マネジメントに取り組んでいきます【図表 5-3】。

図表 5-3 部局横断的な連携・取組イメージ



5-4 職員による課題の認識・共有

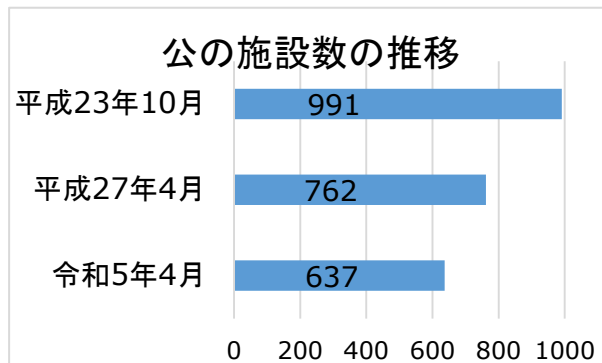
職員は、本計画の策定趣旨を認識した上で公共施設マネジメントに取り組むとともに、固定資産台帳の整備と合わせ、公共施設等の現状や課題の共有・可視化を通じて、それぞれの部局がそれぞれの役割の中で、何ができるのか、何をすべきかについて考えながら公共施設マネジメントに取り組んでいきます。

資料編

これまでの取組状況

1 公の施設数の推移

平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併後、公の施設の適正配置の取組を進め、平成 23 年 10 月時点における施設数は 991 施設、平成 27 年 4 月時点（公共施設等総合管理計画策定時）の施設数は 762 施設となり、令和 5 年 4 月時点では、637 施設となっています。



2 これまでの適正配置の取組の概要

(1) 公共施設等総合管理計画策定以前の取組

期 間	計画名称等	内容・取組結果										
平成 20 年度 ～23 年度 (4 年間)	第 1 次上越市公の施設の 統廃合計画 (平成 20 年 3 月策定)	○評価基準:費用対効果、利用状況、老朽化 ○実施方法:第 1 次、第 2 次に分け実施 ○取組結果: 検討対象:998 施設、廃止:23 施設 (新規建設等 16 施設)										
平成 24 年度 ～26 年度 (3 年間)	第 2 次上越市公の施設の 再配置計画 (平成 23 年 10 月策定)	●目標 約 1,000 ある公の施設のうち、おおむね 1 割の施設が再配置(統廃合等)されている状態 ○評価基準 ①安全・安心、②市民ニーズ、③機能集約、 ④収支・コスト ○取組結果 対象施設:991 施設 再配置の実施施設数:195 施設 (新規建設等 23 施設) ※主にデイサービスセンターなどの社会福祉施設 やこどもの家などを地元町内会に対して譲渡 <table><tr><td></td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>計</td></tr><tr><td>廃止施設数</td><td>59</td><td>12</td><td>124</td><td>195</td></tr></table>		H24	H25	H26	計	廃止施設数	59	12	124	195
	H24	H25	H26	計								
廃止施設数	59	12	124	195								

(2) 公共施設等総合管理計画策定以降の取組

期 間	計画名称等	内容・取組結果												
平成 27 年度 ～30 年度 (4 年間)	第 3 次上越市公の施設の 再配置計画 (平成 27 年 2 月策定)	●目標 約 820 の公の施設について、おおむね 1 割の施設 が再配置されている状態 ○取組結果 対象施設：819 施設 廃止施設数：90 施設（新規建設等 13 施設） <table><tr><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>計</td></tr><tr><td>廃止施設数</td><td>51</td><td>23</td><td>8</td><td>8</td><td>90</td></tr></table>		H27	H28	H29	H30	計	廃止施設数	51	23	8	8	90
	H27	H28	H29	H30	計									
廃止施設数	51	23	8	8	90									
令和元年度 ～2 年度 (2 年間)	上越市公共施設等総合管理 計画の取組方針に基づ き、第 3 次計画を継承 し、取組を実施	○国の要請により平成 28 年 2 月に策定した上越市公 共施設等総合管理計画の取組方針に基づき、第 3 次計画を継承し、取組を実施する。 ○取組結果 対象施設：742 施設 廃止施設：29 施設（新規建設等 8 施設、 条例整理△55 施設） <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>計</td></tr><tr><td>廃止施設数</td><td>13</td><td>16</td><td>29</td></tr></table>		R1	R2	計	廃止施設数	13	16	29				
	R1	R2	計											
廃止施設数	13	16	29											
令和 3 年度 ～12 年度 (10 年間)	第 4 次上越市公の施設の 適正配置計画 (令和 3 年 2 月策定)	●目標 本計画に取組の方向性を示した施設が適正に配置 されている状態 ○適正配置推進の視点 ①施設の実態を踏まえた施設の量と質の最適化 ②公共関与の適正化及び効果的・効率的な利活用 に資する管理主体・手法の見直し ③利用圏域の設定による配置バランスの適正化 ○取組状況 対象施設：666 施設 廃止施設：30 施設（新規建設等 1 施設） <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>計</td></tr><tr><td>廃止施設数</td><td>21</td><td>9</td><td>30</td></tr></table>		R3	R4	計	廃止施設数	21	9	30				
	R3	R4	計											
廃止施設数	21	9	30											

(3) 公共施設等総合管理計画策定以降の公の施設として廃止等した施設（平成 28 年度～令和 4 年度）

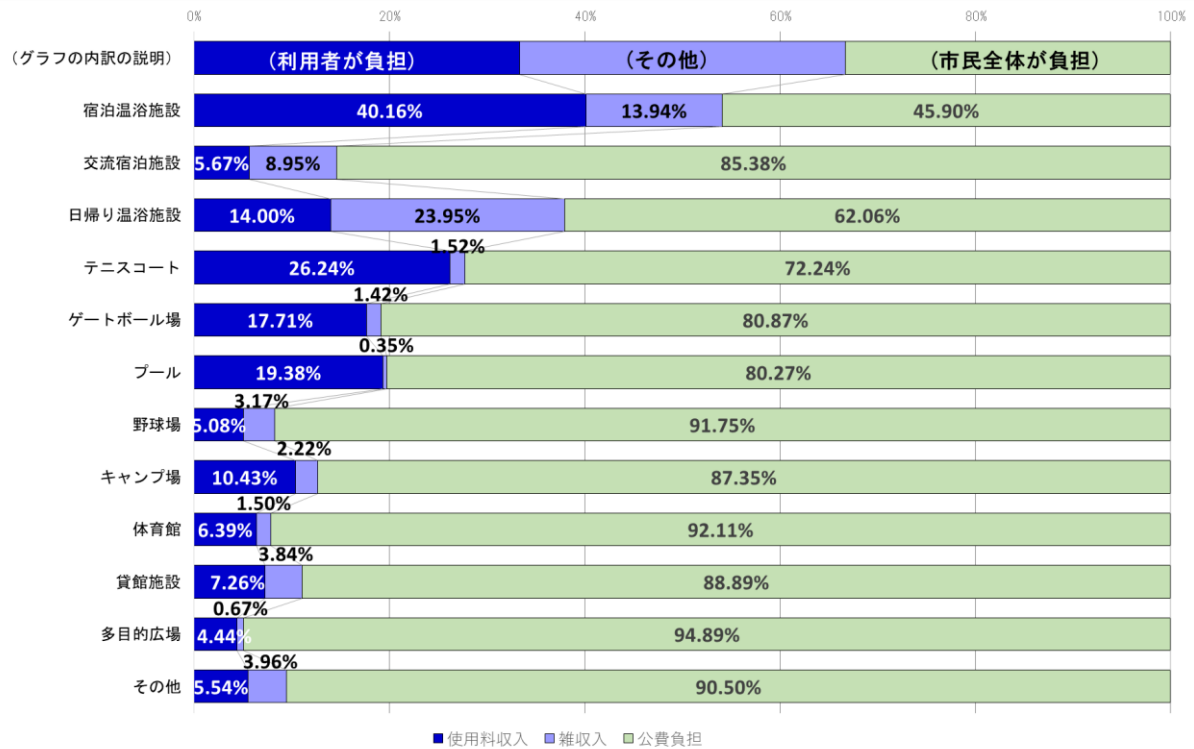
No.	実施年度	施設名称	施設カテゴリー
1	平成 28 年度	柿崎上中山体育館	体育館
2		下保倉小学校	小学校
3		末広小学校	小学校
4		中保倉小学校	小学校
5		旭保育園	保育園
6		吉川中央保育園	保育園

No.	実施年度	施設名称	施設カテゴリー
7	平成 28 年度	厚生北会館	体育館
8		吉川地区公民館水源分館	公民館
9		頸城地区公民館明治東分館	公民館
10		頸城地区公民館大湊分館	公民館
11		板倉地区公民館貼分館	公民館
12		板倉地区公民館豊原分館	公民館
13		板倉地区公民館宮島分館	公民館
14		板倉地区公民館山部分館	公民館
15		名立地区公民館名立北分館	公民館
16		名立地区公民館不動分館	公民館
17		安塚和田スポーツ公園ゲートボール場	野外ゲートボール場
18		安塚和田スポーツ公園テニスコート	テニスコート
19		名南グラウンド	多目的広場・グラウンド
20		田野上運動広場	多目的広場・グラウンド
21		夜間照明施設（牧中学校野外運動場）	スポーツ施設（照明施設）
22		六ノ辻住宅	市営住宅
23		高田公園ソフトボール場	野球場・ソフトボール場
24	平成 29 年度	高田駅前コミュニティルーム	貸館・交流施設
25		高土スポーツ広場（体育館及び研修室）	体育館
26		高土スポーツ広場（野球場）	野球場・ソフトボール場
27		上岡テレビ共同受信施設	通信・放送施設
28		大島青空市場	農林水産業振興施設
29		小猿屋小学校	小学校
30		第1クリーンセンター	廃棄物処理施設
31		第2クリーンセンター	廃棄物処理施設
32	平成 30 年度	長崎地区多目的共同利用施設	地区集会施設
33		大湊運動場	多目的広場・グラウンド
34		中郷いきいきサロン	高齢者交流施設
35		柿崎農業構造改善センター	農林水産業振興施設
36		名立地区公民館下名立分館	公民館
37		古城保育園	保育園
38		中央保育園	保育園
39		市営賃貸住宅 山中住宅	市営賃貸住宅
40	令和 元年度	くびきの森公園	中規模公園
41		くびきひよこ園	保育園
42		名南保育園	保育園
43		中郷総合運動公園（庭球コート）	テニスコート
44		夜間照明施設（大島中学校野外運動場）	スポーツ施設（照明施設）
45		夜間照明施設（三和中学校屋外運動場）	スポーツ施設（照明施設）
46		大池いこいの森ビジターセンター	学習施設
47		日本自然学習実践センター	学習施設
48		板倉地区公民館筒方分館	公民館
49		板倉地区公民館寺野分館	公民館
50		板倉地区公民館孤立分館	公民館
51		越柳地区研修センター	地区集会施設
52		三和北部地区農業振興センター	地区集会施設

No.	実施年度	施設名称	施設カテゴリー
53	令和 2年度	針小学校	小学校
54		宮嶋小学校	小学校
55		山部小学校	小学校
56		柿崎第一学校給食センター	給食センター
57		頸城明治野球場	野球場・ソフトボール場
58		田舎屋	交流宿泊施設
59		三和米と酒の謎蔵	観光施設
60		三和味の謎蔵	飲食施設
61		高住多目的研修センター	地区集会施設
62		大出口荘	地区集会施設
63		ひなさき運動広場	多目的広場・グラウンド
64		夜間照明施設（大潟町中学校野外テニスコート）	スポーツ施設（照明施設）
65		三ツ屋浜袖畑児童遊園	児童遊園
66		妙蓮寺児童遊園	児童遊園
67		小林古径邸	博物館・文化歴史関係施設
68		福寿荘	高齢者交流施設
69	令和 3年度	古城小学校	小学校
70		浦川原谷ゲートボールハウス	屋内ゲートボール場
71		つちはし保育園	保育園
72		春日保育園	保育園
73		さんわ保育園	保育園
74		なおえつ保育園	保育園
75		浦川原運動広場（野球場）	野球場
76		浦川原運動広場（トレーニングセンター）	スポーツ施設（その他）
77		大島農業実習交流センター	農林水産業振興施設
78		船倉地域生涯学習センター	生涯学習センター
79		横住総合交流促進センター	地区集会施設
80		安塚克雪管理センター	地区集会施設
81		大島ゆきわり荘	貸館・交流施設
82		菱ヶ岳グリーンパーク	キャンプ場
83		ゆきだるま温泉雪の湯	日帰り温浴施設
84		吉川緑地等利用施設	観光・レク施設（その他）
85		光ヶ原高原観光総合施設	観光施設
86		光ヶ原わさび田の森	市民の森
87		光ヶ原みずばしょうの森	市民の森
88		本町ふれあい館	高齢者交流施設
89		小猿屋保育園	保育園
90	令和 4年度	安塚かたくりの家	高齢者共同住宅
91		名立保健センター	保健センター
92		上越市庭球コート	テニスコート
93		浦川原霧ヶ岳温泉ゆあみ	日帰り温浴施設
94		大島あさひ荘	日帰り温浴施設
95		三和ネイチャリングホテル米本陣	宿泊温浴施設
96		あさひの里田麦ぶなの森園	市民の森
97		下名立地域生涯学習センター	生涯学習センター
98		大島大山広場	中規模公園

使用料（受益者負担割合）の状況

使用料の充当割合及び財源内訳（令和２年度決算ベース）



※構成比は四捨五入しているため、合計値は100%になりません。

上越市公共施設等総合管理計画

【基本方針】

平成 28 年 2 月策定

平成 30 年 11 月改訂

令和 5 年 3 月改訂

令和 6 年 3 月改訂

編集・発行 上越市財務部資産活用課

〒943-8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

TEL 025-520-5743 FAX 025-526-6114